

フードバンク活用促進セミナー & 情報交換会

調査報告



拡大する企業とフードバンクの連携 －機能の発揮・強化に向けたフードバンクの取組－

平成29年11月

公益財団法人 流通経済研究所

構成

1. フードバンクへの期待と活動の広がり
2. フードバンクの役割と機能
3. 機能の発揮・強化に向けたフードバンクの取組
4. まとめ

(参考) 今回取材したフードバンク事例集

1. フードバンクへの期待と活動の広がり

(1) 食品ロスに対する国際的な関心の高まり

■ 食品ロスに対する国際的な関心の高まり

- 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)
 - ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標(17のゴールと169のターゲット) 27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。
 - アジェンダにおいて、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。
- アジェンダは2016年1月1日に正式に発効
 - 今後15年間、すべての人に普遍的に適用されるこれら新たな目標に基づき、各国はその力を結集。
 - あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取り組みを進めてゆくこととしています。



ゴール12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」

ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

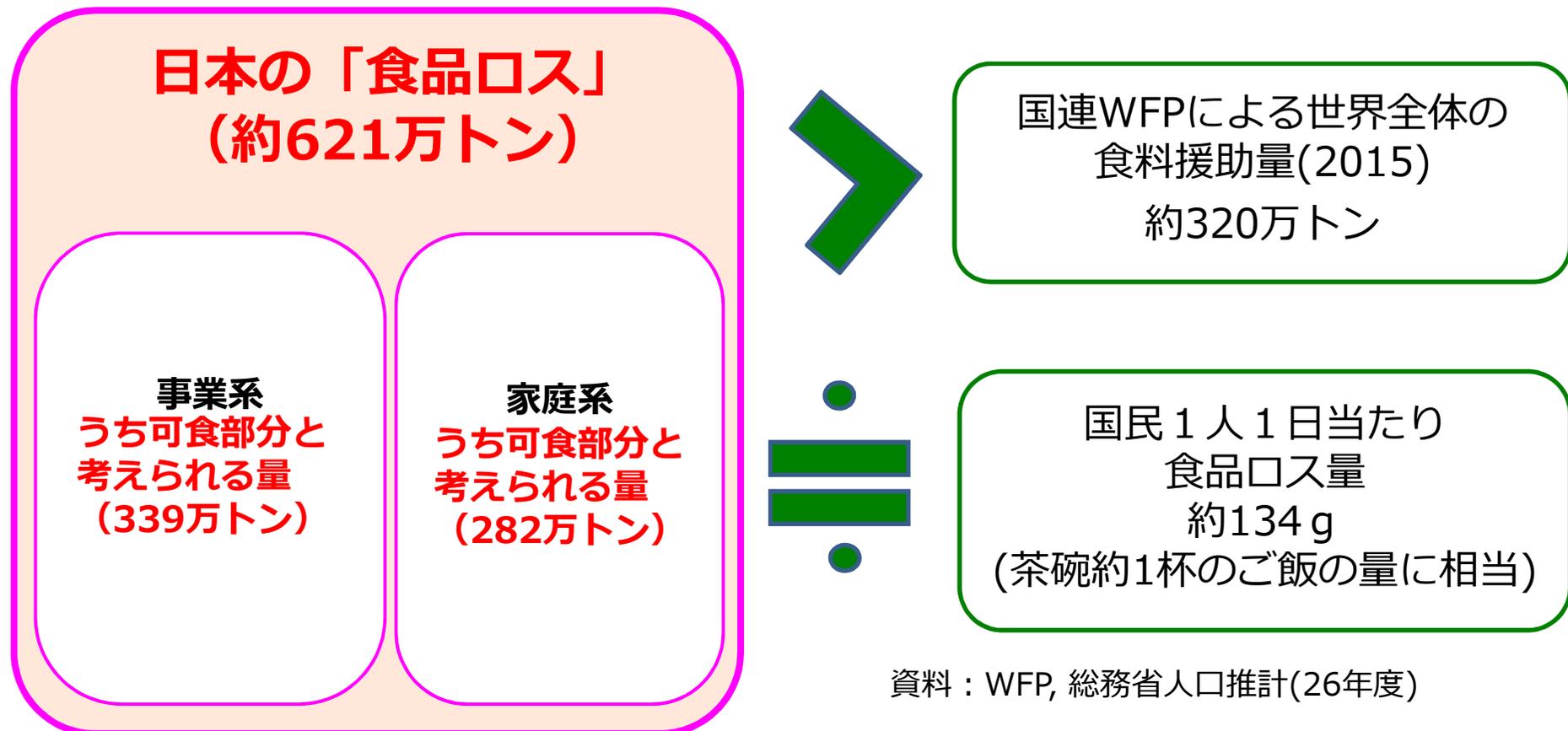
ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

フードバンクに深く関わるものとして、ゴール1「貧困に終止符を打つ」、ゴール2「飢餓に終止符を打つ」というゴールも設定されました。

(2) 日本の食品ロスの大きさと対応の必要性

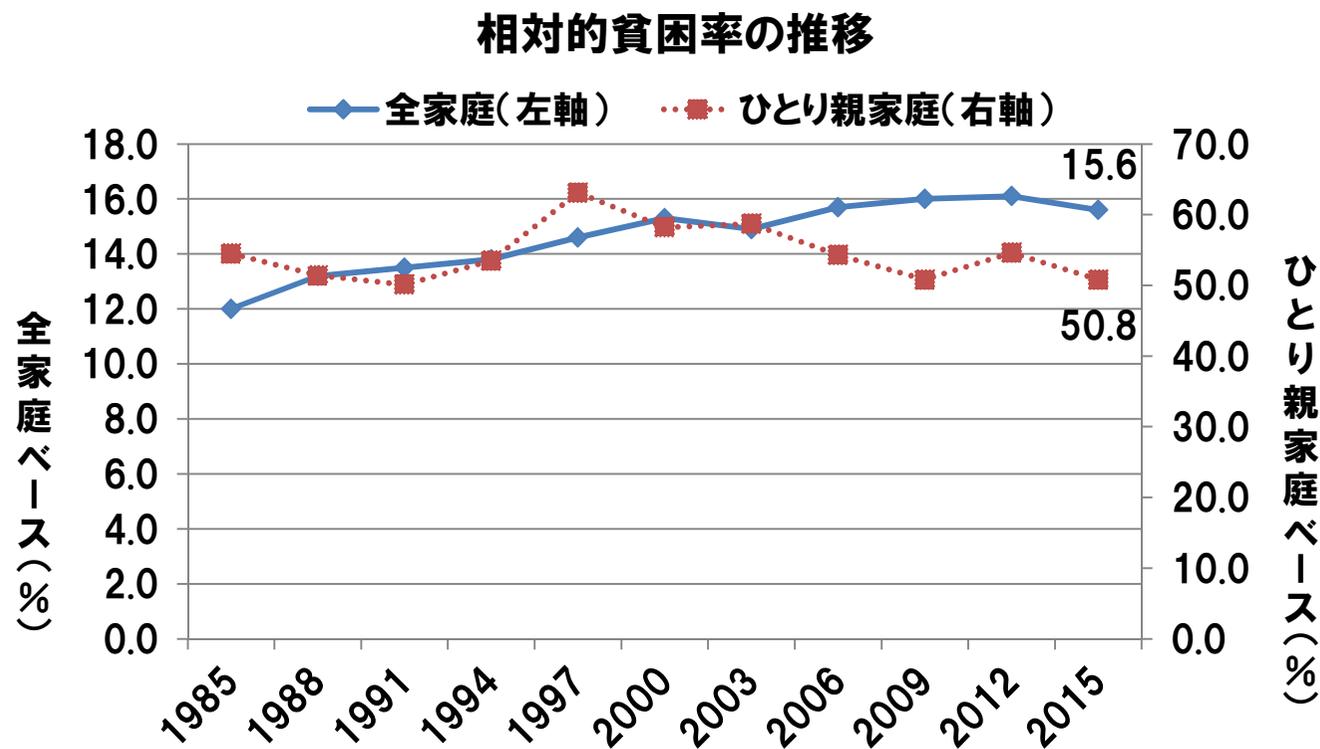
- わが国の「食品ロス」は年間およそ621万トンに上る。
- 食品ロスの削減に向けた取り組みのひとつとして、フードバンク活動は大きな役割を果たしています



資料：WFP, 総務省人口推計(26年度)

(3) 「食のセーフティネット」の必要性

- 日本の相対的貧困率は上昇基調にあり、2015年では15.6%、ひとり親家庭ベースでは50.8%にのぼります
- 生活困窮者支援、子ども食堂など、「食を通じたセーフティネット」に向けた取り組みが求められています

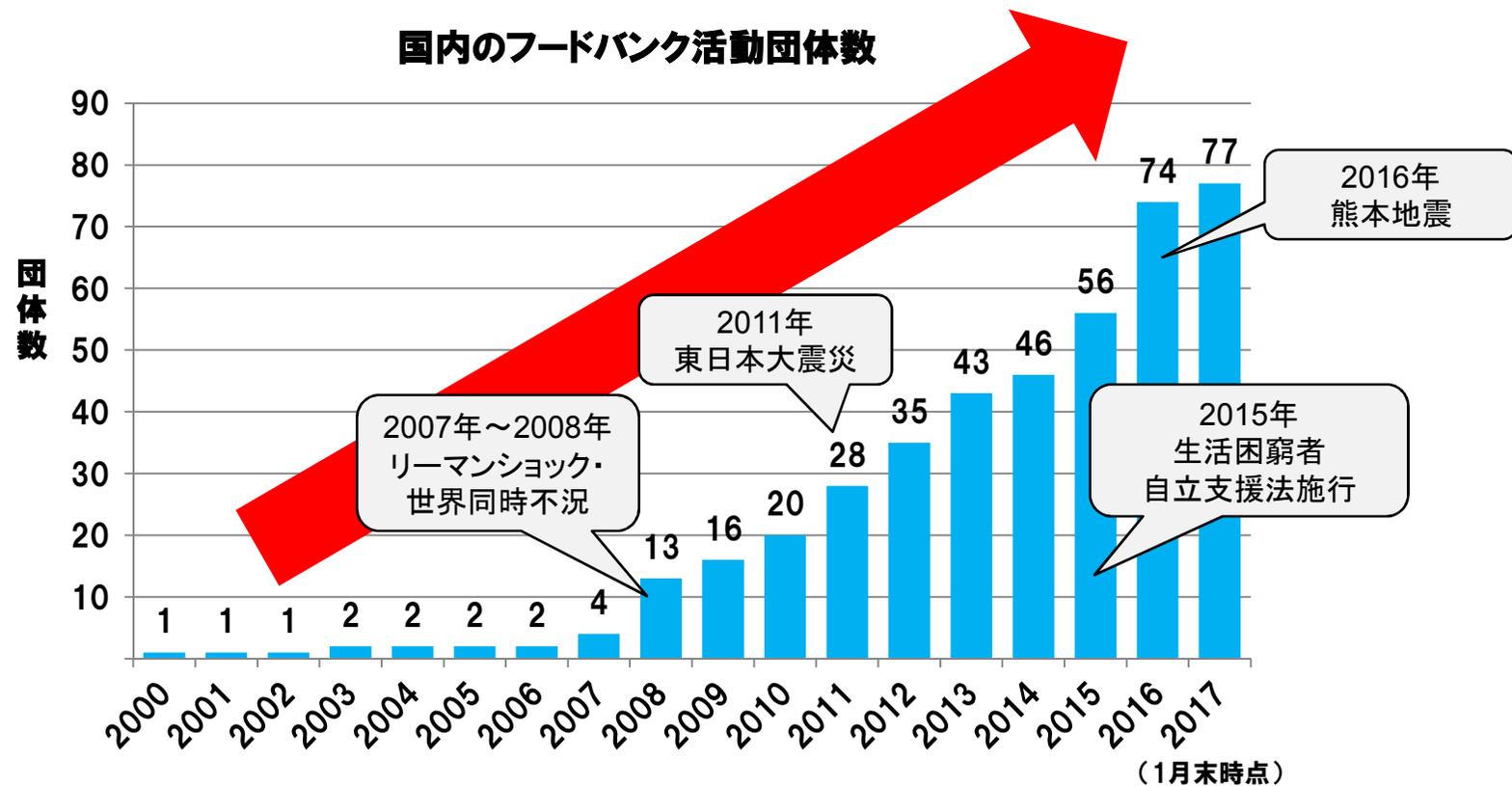


出所：厚生労働省「平成27年 相対的貧困率等に関する調査分析結果について」。

なお、相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

(4) 拡大するフードバンク活動

- 「食品ロス削減」と「食のセーフティネット」の必要性を背景に、2000年代半ばから、わが国においてもフードバンク活動が広がっています
 - 平成29年1月時点で77団体が活動

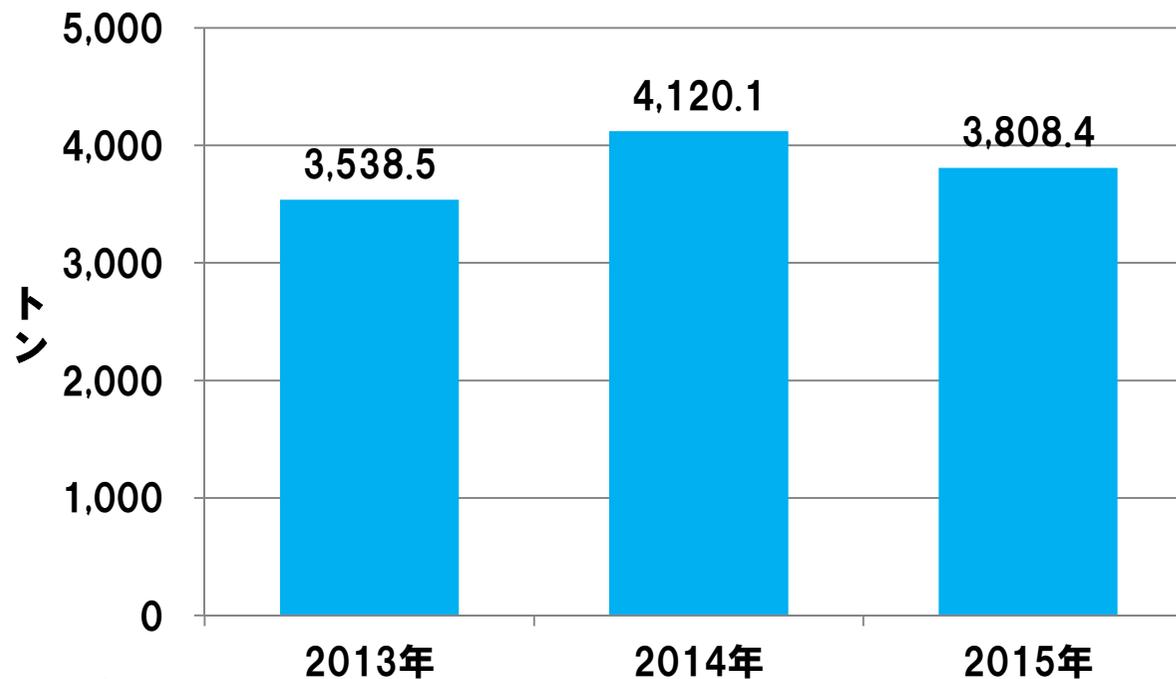


出所：農林水産省「国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会 実施報告書」

(5) 食品ロス削減に貢献できるフードバンク

- 国内フードバンクは約4,000トンの食品を取り扱っていますが、我が国で発生している食品ロス約621万トンに比べると0.06%にすぎません。
- フードバンクによる食品取扱量が増えることによって、我が国の食品ロスの削減につながることを期待されています。

フードバンク活動による食品ロス削減量



注：平成29年1月時点の調査結果。

出所：農林水産省「国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会 実施報告書」

(6) 農林水産省によるフードバンク活動の促進：手引きの作成

- 農林水産省は、フードバンクにおける食品の取扱いを促進するため、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を作成。
- フードバンクは、手引きを活用した、運営水準の向上などの取組を進めています。

手引きの主な内容

◆食品の提供又は譲渡における原則

食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品を提供又は譲渡

◆関係者におけるルールづくり

食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉施設・生活困窮者支援団体

食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有

◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認

フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理

◆情報の記録及び伝達

食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達

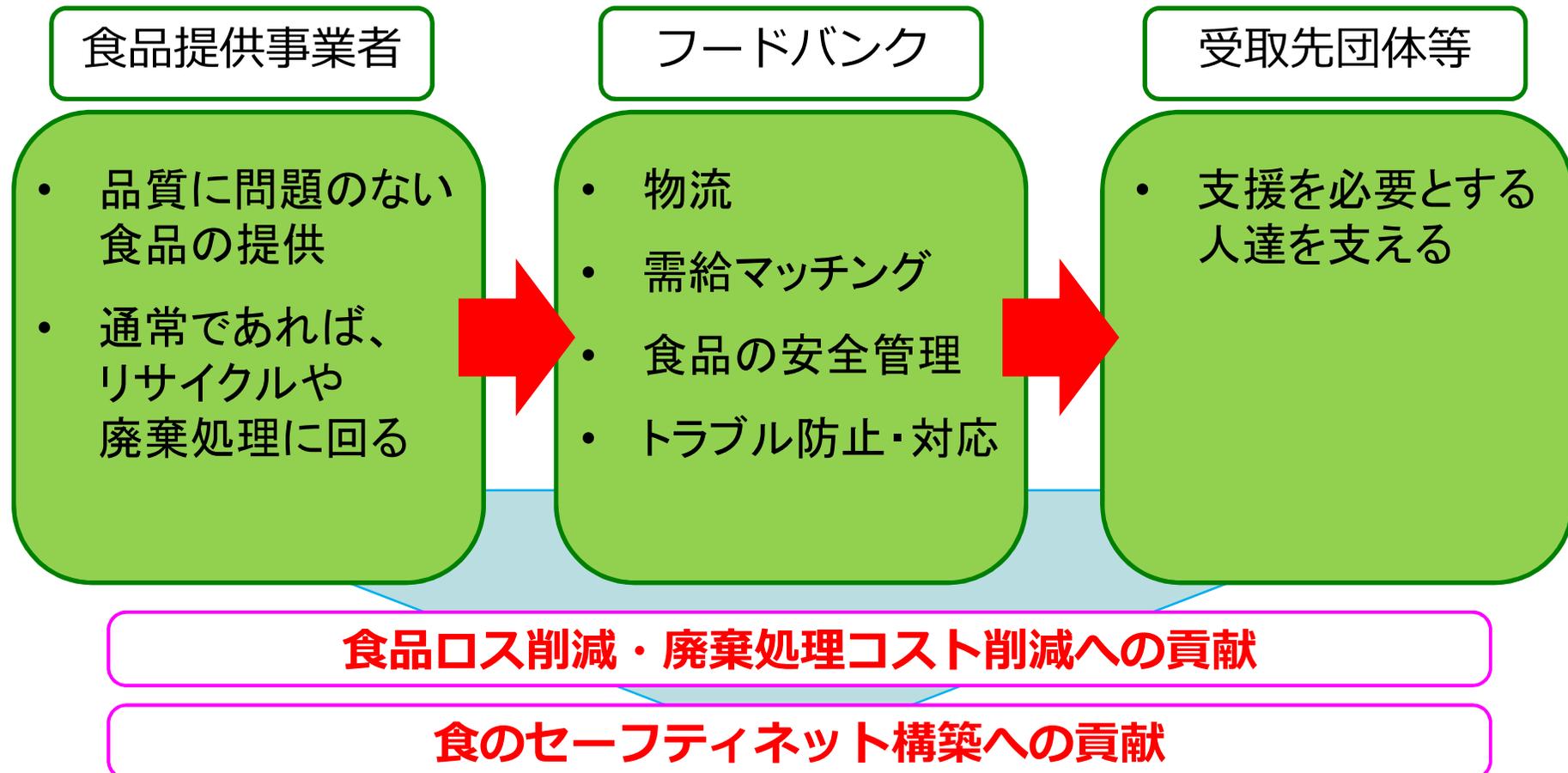
出所：農林水産省（2016）「フードバンク活動の拡大に向けた食品の取扱いについて」

※手引きの詳細は右のURLよりご覧いただけます。 <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kodomoisyokudo-6.pdf>

2. フードバンクの役割と機能

(1) フードバンクの役割：食品ロス削減や食のセーフティネット構築への貢献

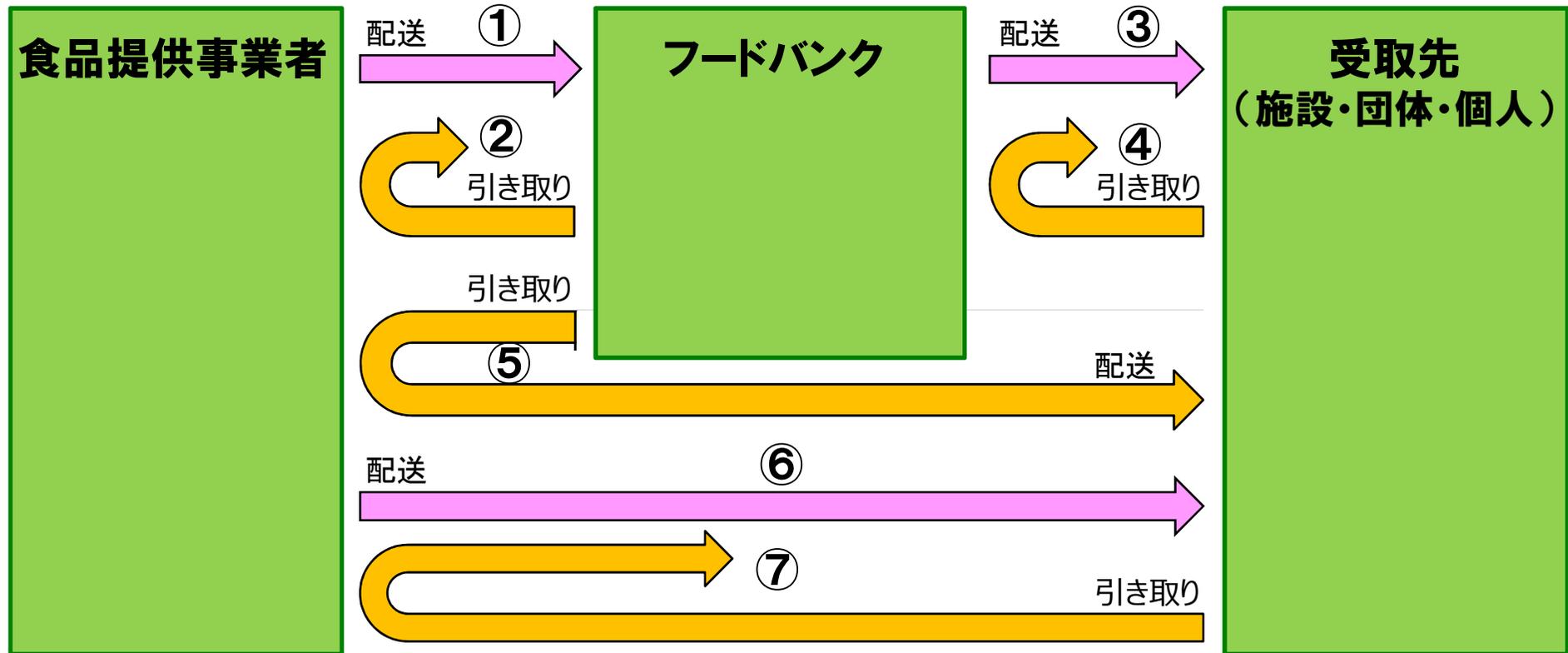
- フードバンクは、食品提供事業者から、品質に問題のない食品の提供を受け、食品を必要とする団体等に寄贈することにより、食品ロス削減や食のセーフティネット構築に貢献しています。



出所：フードバンク関西「品質管理規定－安全な食品の取扱いのために－」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査をもとに、流通経済研究所が作成。

(2) フードバンクを中心とした余剰食品等の受け渡しの全体像・流れ

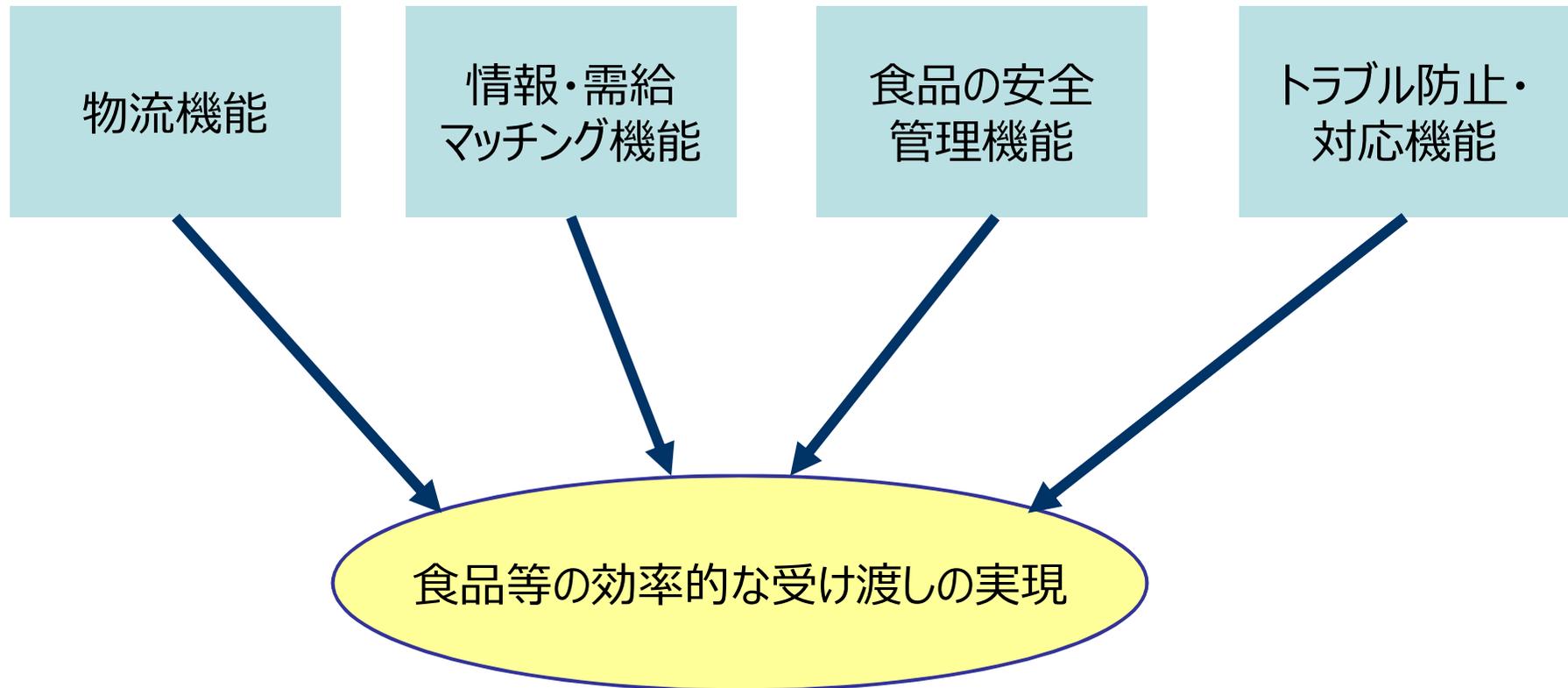
- フードバンクを中心として、以下のような余剰食品等の受け渡しが行われています。



食品の取扱方法でみたフードバンクのタイプ	おもな輸配送経路	倉庫の使用
在庫型（倉庫で保管し、必要に応じて配送）	① + ③、② + ③	使う（在庫を行う）
クロスドッキング型（拠点に集約して出荷）	① + ④	使う（在庫を行わない）
直送型（倉庫を使わず、直接配送）	⑤	使わない
仲介型（輸配送は行わず、仲介・調整に重点化）	⑥、⑦	使わない

(3) フードバンクの機能

- フードバンクは、以下の機能を担い、品質に問題はないが、通常の販売が困難な食品等の効率的な受け渡しを図っています。

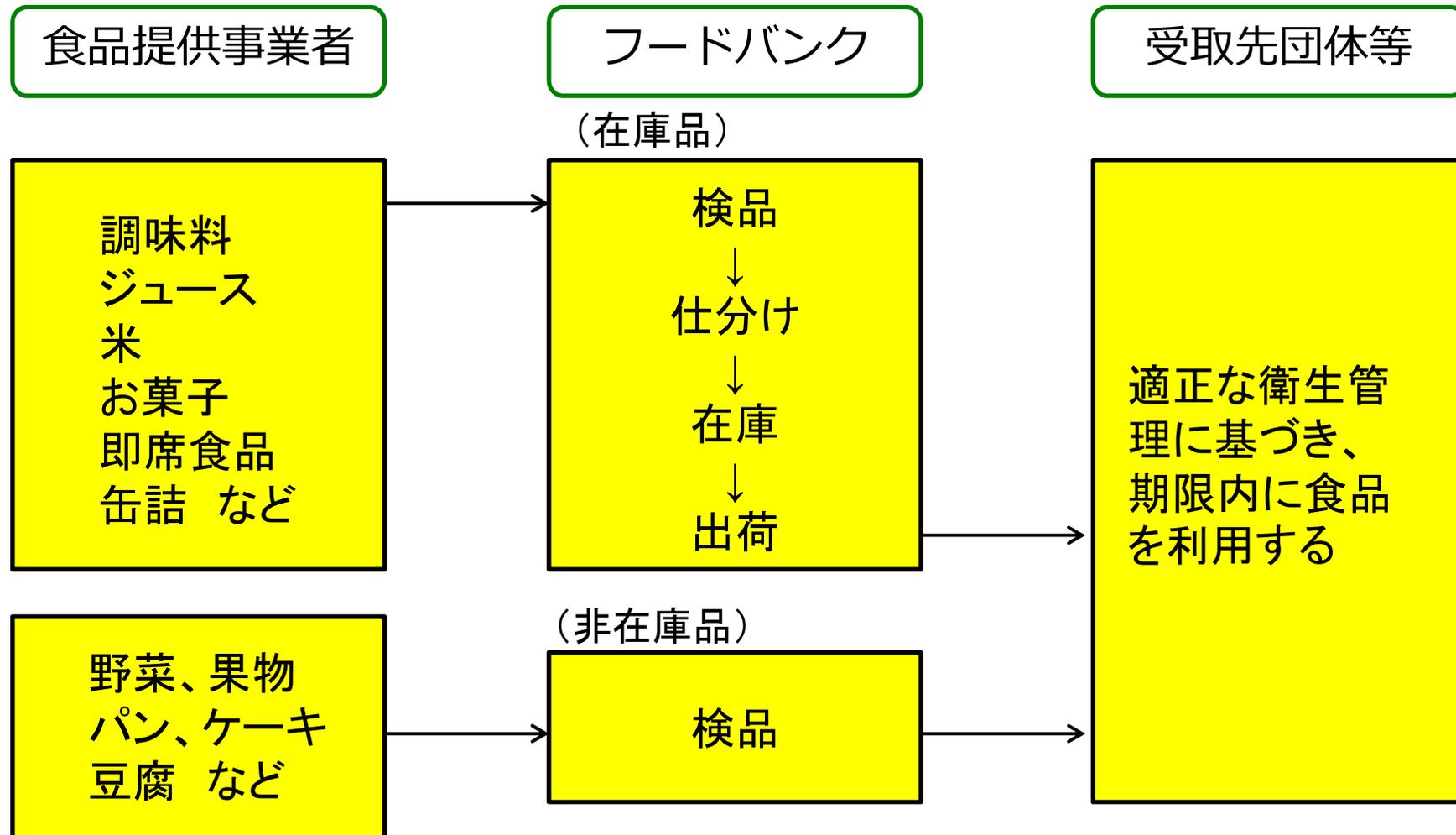


出所：平成29年度ヒアリング調査をもとに、流通経済研究所が作成。

3. 機能の発揮・強化に向けた フードバンクの取組

(1) 物流機能の強化 フードバンクの物流機能

- フードバンクは、食品提供事業者から食品を必要とする団体等に、食品を移動・在庫する機能を担っています。

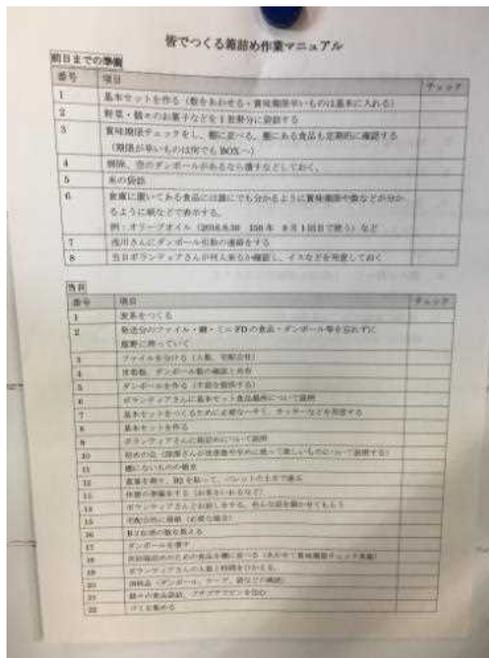


出所：フードバンク関西「品質管理規定－安全な食品の取扱いのために－」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査をもとに、流通経済研究所が作成。

(1) 物流機能の強化

①基本的な物流作業品質の確保の取組

- フードバンクでは、ボランティア向け作業マニュアルを作成するなどして、物流作業品質の確保に取り組んでいます。
- フードバンク山梨やフードバンク関西では、ボランティアを対象とした作業マニュアルを作成し、ボランティアの意識向上を図るとともに、物流業務の効率化や作業品質の維持を図っています。



フードバンク関西ボランティアマニュアル

FOOD BANK KANSAI

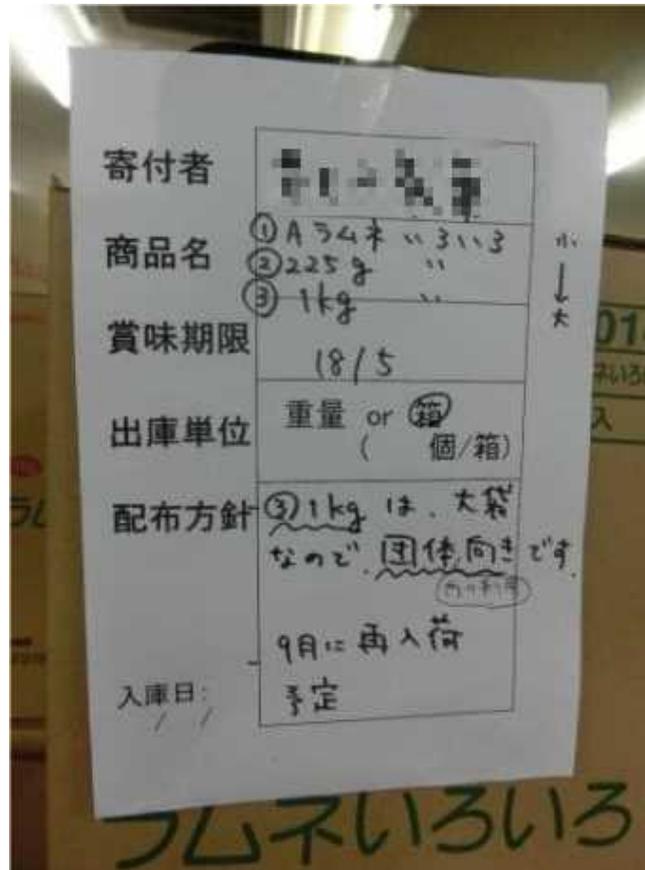
内容の目次

		ページ
1	活動趣旨	2
2	食品の取り扱いの原則	2
3	企業との契約、受け取り団体との契約	2
4	食品の安全管理	2
5	食品の引き取り	3
6	デリバリー	3
7	コストコでの引き取りの詳細について	3
8	食品を活用して下さる福祉団体への受け渡し	3
9	事務所での作業	4
10	ボランティアの作業時の事故への対応	4
11	食品による事故への対応	4

(左) 倉庫内での梱包作業マニュアル
(右) 倉庫内の作業スタッフに向けた、手洗い励行ポスター (フードバンク山梨)

ボランティアにフードバンクの活動趣旨や作業内容を伝えるマニュアル (フードバンク関西)
※画像出所: フードバンク関西提供資料に基づき流通経済研究所作成。

(※)取材事例:セカンドハーベスト名古屋 仕分け時の作業効率を図る工夫



提供された商品には、賞味期限や
配布方針などを示した紙を貼付

受取先団体向けの通い箱には、食品のリクエストや、食
品受け入れの許容量などを記載
受け入れた商品量の増減に対応できるようにしている

(事例) 取扱いデータの管理

入荷日	提供者	賞味期限	在庫明細	受領書/記入方法	備考
10/10	ABC	10/15	りんご 10kg	受領書	シ
10/11	DEF	10/20	バナナ 5kg	受領書	シ
10/12	GHI	10/25	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/13	JKL	10/30	りんご 10kg	受領書	シ
10/14	MNO	10/31	バナナ 5kg	受領書	シ
10/15	PQR	11/01	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/16	STU	11/02	りんご 10kg	受領書	シ
10/17	VWX	11/03	バナナ 5kg	受領書	シ
10/18	YZA	11/04	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/19	BCD	11/05	りんご 10kg	受領書	シ
10/20	EFG	11/06	バナナ 5kg	受領書	シ
10/21	HJK	11/07	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/22	LMN	11/08	りんご 10kg	受領書	シ
10/23	OPQ	11/09	バナナ 5kg	受領書	シ
10/24	RST	11/10	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/25	UVW	11/11	りんご 10kg	受領書	シ
10/26	XYZ	11/12	バナナ 5kg	受領書	シ
10/27	ABC	11/13	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/28	DEF	11/14	りんご 10kg	受領書	シ
10/29	GHI	11/15	バナナ 5kg	受領書	シ
10/30	JKL	11/16	オレンジ 10kg	受領書	シ
10/31	MNO	11/17	りんご 10kg	受領書	シ

ホワイトボードに受け取り状況を記録し、
あとからExcelに入力（フードバンク関西）



入出荷管理の様子
（コープフードバンク）

品名	数量	単位	在庫	出庫
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0
りんご	10	kg	10	0
バナナ	5	kg	5	0
オレンジ	10	kg	10	0

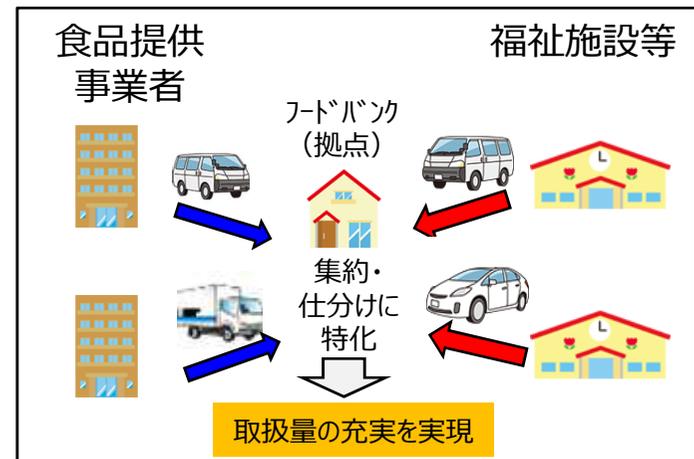
出庫伝票
（コープフードバンク）

(1) 物流機能の強化

②食品の集約・仕分けへの特化による取扱量の充実

- 一部のフードバンクでは、本部まで／本部からの食品の受け渡しは、一部の日配品や青果などを除き、提供事業者や受取先の福祉団体等に任せています。
- フードバンクでは、食品の集約と仕分けに注力・特化することで、取扱量の充実を図っています。

(取材事例：セカンドハーベスト名古屋)



セカンドハーベスト名古屋本部
(本部内に受け入れ食品の保管スペースと保冷庫を保有)



本部内の食品保管スペース
(ケースで積まれた食品は、事業者より
路線便などを通じて本部まで搬入)
(ケースには賞味期限を貼付)



食品の仕分け作業

(1) 物流機能の強化

③ 福祉団体等の引取実施による物流効率化

- 一部のフードバンクは、福祉団体等に、提供企業等への引取を委託
(取材事例：フードバンク岡山)
- 食品管理マニュアルとなる「利用案内書」を配布
- フェイスブックを活用して団体間での食品の融通にも対応
- フードバンク本部をスリム化し、運営コストを抑えることにもつながっています



フードバンク岡山本部
(食品の保管スペースを持たない)



食品事業者へ直接、受取先である福祉団体等の担当者が食品を受け取りに行く
(写真は小売店舗まで地元の社会福祉協議会が引き取りに行くケース)



(※) フードバンク岡山の取り組み



食品を受け取る団体間の調整にはフェイスブックを活用
(団体間での食品の融通、突発的に食品の 寄付があったときの受入れ先探しなど)

(1) 物流機能の強化

④ 物流業務でのICT機器の活用

- 一部のフードバンクでは、ハンディバーコードスキャナーなどのICT機器を導入し、食品の入出荷業務の効率化が図られています。
(取材事例：コープフードバンク)



バーコードスキャンを使い、
商品入力の手間を軽減
(コープフードバンク)



(1) 物流機能の強化

⑤ 小売店舗引取方式の確立による取扱品目の拡大

- スーパーマーケットチェーンのハローズ（本社：広島県）は、個々の店舗からフードバンクに直接提供する「ハローズモデル」を展開
 - 店舗ごとに訪問するフードバンクの担当者を決め、店舗で発生する包装破れ品や陳列期限切れ商品などを定期的に提供
 - フードバンクの担当者が受取先団体の割当て数を決め、団体が引取
 - 最小限のインフラで開始できることに加え、小口での提供や、野菜など消費期限の短い食品の提供にも対応できるといったメリットがあります

《ハローズモデルの考え方》



提供商品の種類

- ① 廃棄伝票起票済みで消費期限が残っているが 販売には不適な商品
(二重包装破れ・ラベル汚れ・ペコ缶等)
- ② メーカーベタ付け景品の余り (非売品)
(食品・服飾雑貨・日用雑貨等)

■ ハローズモデルのメリット

- ① 各フードバンクの時間と費用を削減することができる
- ② 店舗直接引取なので加工食品だけでなく青果物も提供可能
- ③ 不適当な商品はその場で検品することが可能

(ハローズ提供資料をもとに作成)

(※) ハローズ店舗による食品提供



福祉団体へ直送



ハローズ店舗で発生した
提供食品（常温の加工食品
や青果）をケースにまとめる

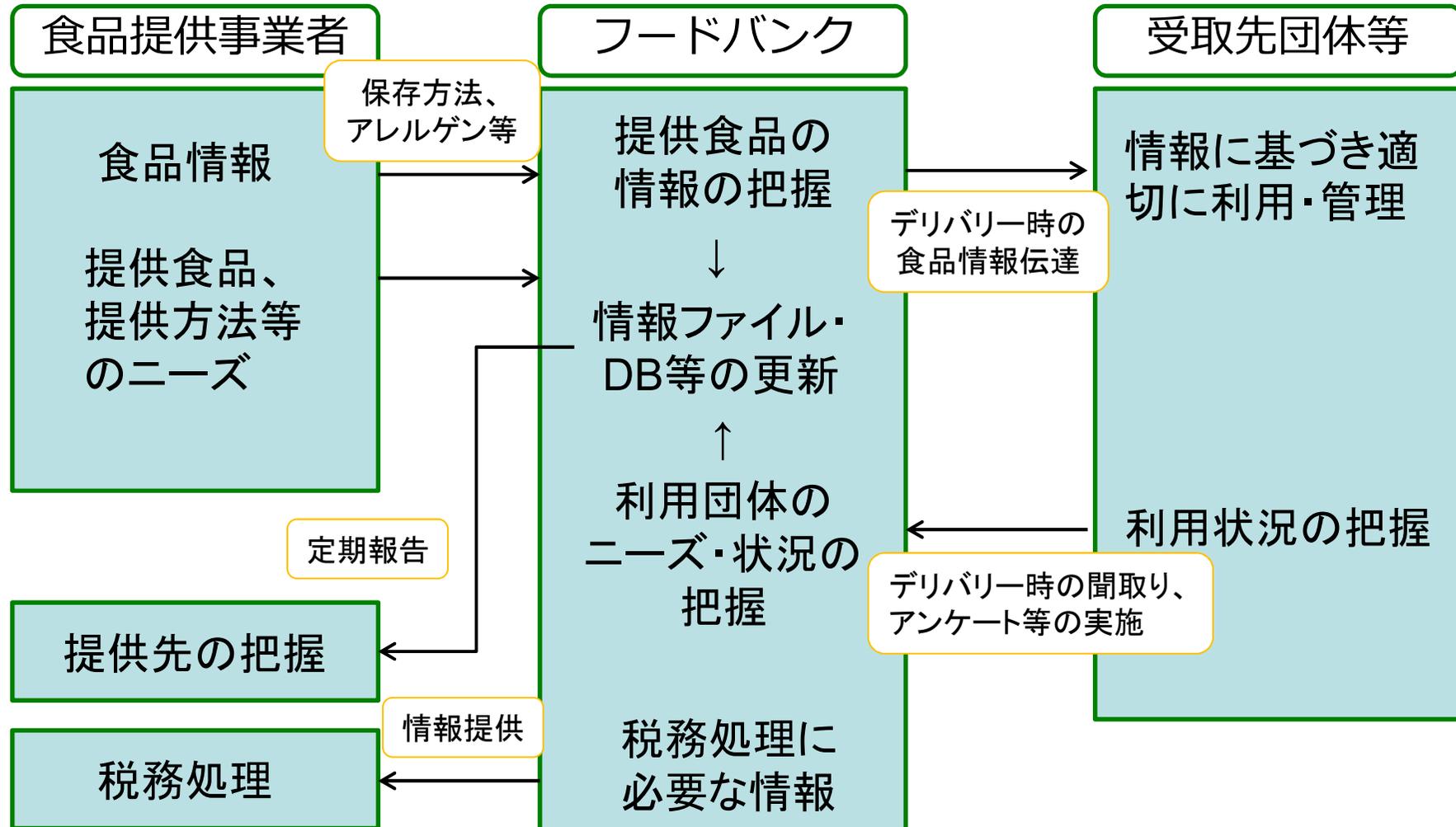


フードバンクから指定された
福祉団体が引き取り



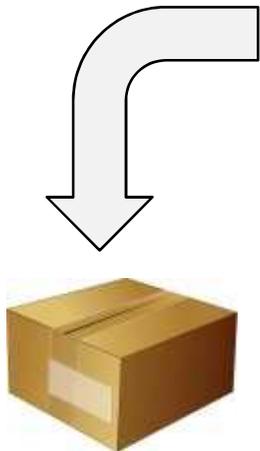
(2) 情報・需給マッチング機能の強化 フードバンクの情報・需給マッチング機能

- フードバンクは、食品提供事業者・食品受取団体等と、円滑な食品の受け渡しに必要な情報のやりとりを行っています。

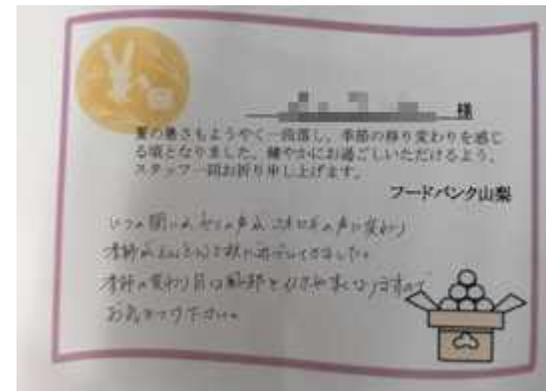


出所：フードバンク関西「品質管理規定－安全な食品の取扱いのために－」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をもとに、流通経済研究所が作成。

- フードバンク山梨では、個配梱包の中に、生活の様子や足りている食品等を記入できるアンケートハガキを入れ、食品ニーズや受取先の状況把握に努めています。



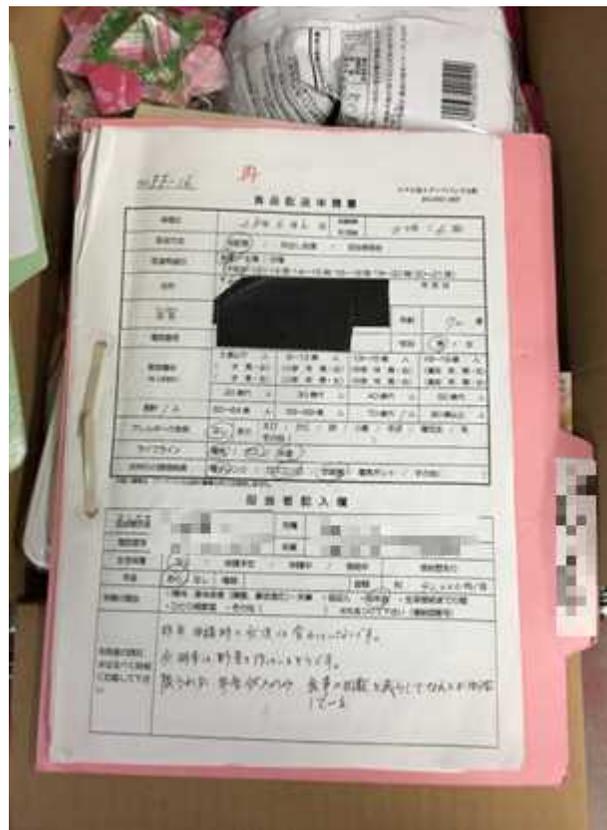
個人提供先とは直接対面する機会がないので、手書きの手紙や折り紙でつくられた手作り小物を同封し、心の通った交流やコミュニケーションの円滑化に努めています。



(2) 情報・需給マッチング機能の強化

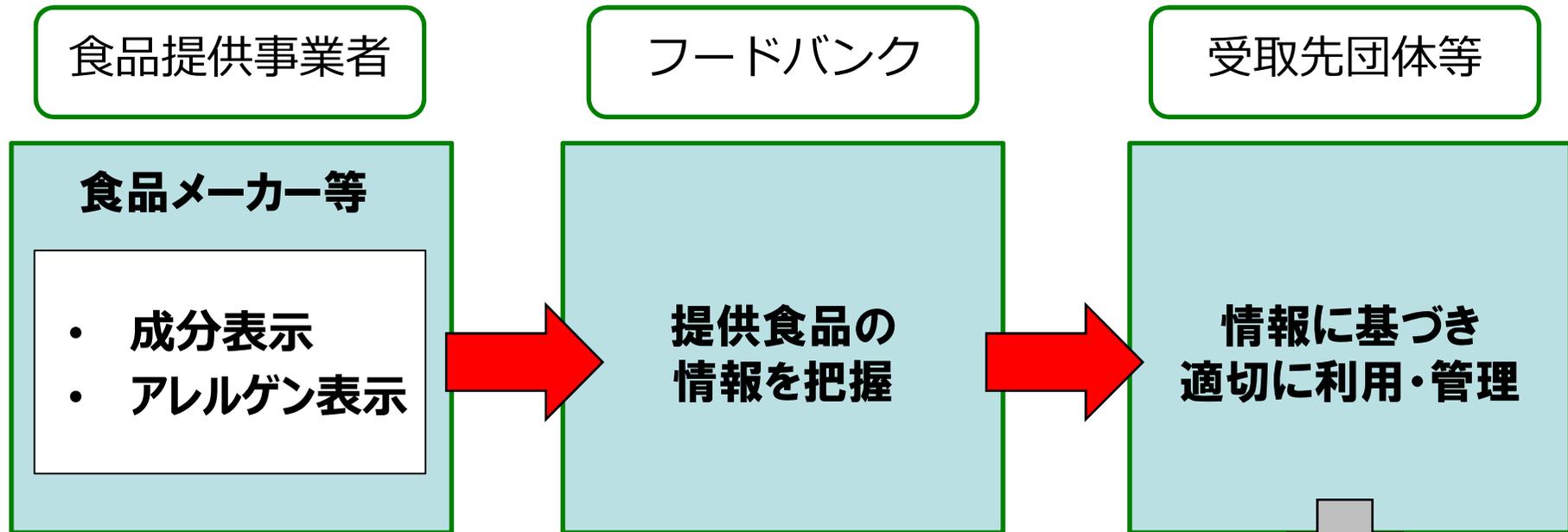
②食品受取先のアレルギーの有無の把握と対応

- フードバンクは、食品受取先のアレルギーの有無等の把握と対応を行っています。
(取材事例：フードバンク山梨)
- フードバンク山梨では、個人受取先については、個人別にアレルギーの有無等の情報を把握・書面化し、箱詰めの際に、都度確認しながら、作業を行っています。
(最終工程で、専従スタッフが再度、問題がないかの確認を実施)



箱詰め作業時に、個人受取先の情報を確認している様子。

- フードバンクでは、食品提供事業者から、成分表示とアレルギー表示を受け取り、受取先団体に伝えることで、「受取先がアレルギー対応できる環境」の整備に努めています。（取材事例：フードバンク関西）



※フードバンク関西の場合

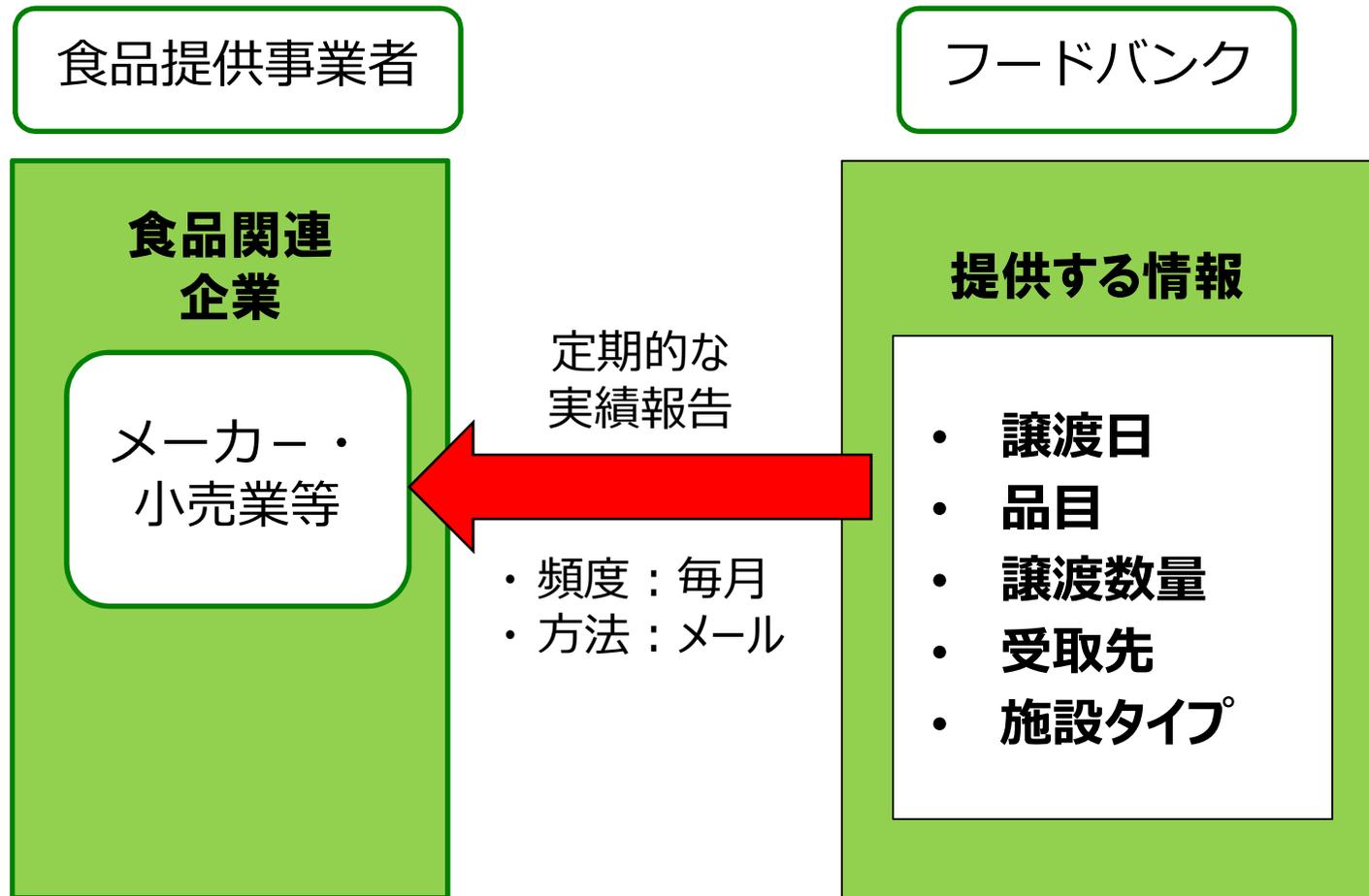
食品受取団体は、食事を提供する対象者のアレルギーの有無を事前に掌握できない場合でも、情報を提供することで、利用者本人の注意を喚起することができる。

(2) 情報・需給マッチング機能の強化

③実績報告・活動状況の定期報告

- フードバンクでは、食品提供事業者に、毎月メールで、食品譲渡実績報告を提出しています。

(取材事例：フードバンク山梨)



※フードバンク山梨の場合

(活動状況報告の実施事例：セカンド・ハーベスト名古屋)



セカンドハーベスト名古屋
SECOND HARVEST NAGOYA PRESS
NO.7



広がる相談窓口との連携

自治体や社会福祉協議会にある相談窓口と連携して、生活に困っている個人へ食品の給付を届けています。

【背景】

日本では、まだ食べられるのに捨てられる食品が年間632万トンも発生しています。その一方、東部の大雪や病気などにより働けなくなった方や、地域で孤立して生活に困っている方がいらっしゃるようです。セカンドハーベスト名古屋(以下、2HN)では東海地方にある自治体や社会福祉協議会(以下、社協)と連携して、「3日間にも食べない」「所持金が100円しかない」など緊急で食べ物の支援が必要な方が相談窓口を訪れた場合、相談員から依頼を受け食品パック(お米5kgと缶詰や調味料7~8kg)を届ける活動を行っています。

【経緯】

生活に困っている方は、救済や救済との繋がりがなく地域から孤立し、様々な支援制度を受けていない等見えにくい孤立状態に陥っている場合が多くあります。そのため私たちだけでは困っている人がどこにいるか分からず、必要とする方に食品を届けられていませんでした。

そんななか昨年、国が新たな法律を施行して全国約900の自治体に相談窓口がつけられました。この窓口は自治体を中心としたり市役所の名称、ハ

CONTENTS

行政と連携した取り組み p.1-5

2016年度実績 p.3 パートナー団体紹介 p.4

運営NPO法人 セカンドハーベスト名古屋 活動報告 2016.12.31 第7号

ローフード、NPOなどが連携して自立に向けた支援を行っています。自治体では水道料や税金など公共料金支払いや生活保護の申請窓口があることから、生活に困っている方の情報を把握している機会が多くあります。そのため、この連携によりこれまで2HNだけでは把握することができなかった生活に困っている方へ、フードバンクの食品を届けることができるようになりました。

【はじめ】



【ポイント】

- 相談窓口受領者は配達等に係る実費を負担する。
- 2HNは選別依頼日に依頼者の状況に応じた食品パックを発送し翌日届ける

【効果と広がり】

食品を受け取ることでより早くお腹がいっぱいになるだけではなく、気力・体力が回復し、食費を削減できる効果があります。さらに、相談員にとっては、話を聴くだけでなく即効性のある食の支援が行えることで、相談に来た方との信頼関係を構築することができ、自立に向けた支援が有効に行える効果もあります。

これらの有効性が相談窓口で認識され、当初は50件/月程度であった食品パック発送件数が、現在では東海地方にある91団体に連携し350件/月にまで広がっています。



食品パック発送件数の推移

ボランティアスタッフインタビュー

Q:当初は苦否されたかと思いますが、活動をする中で何か立野さんの中での変化はありましたか?

A:様々な事情を抱え生活に困っている方がいることを目の当たりにし、「同じ一つの箱を送るのであれば、よりよいものをよりたくさん届けたい」と考えるようになりました。受け取る方の暮らしや気持ちまでできるだけ想像するよう心がけています。背中に背負った子どもがいれば涙水化物系を多くしよう、高齢者だと重いものや重たいものは避けようなど、限られた在庫の中で食品を詰めるのは難しいですが、面白いですね。

相談窓口からの依頼書を中心に読み込んで、食品パックを詰めながら真剣に作られている作業が印象的立野さん。今後ともよろしくお願いたします!



立野さん
2015年3月入社

Q:ボランティアを始めたきっかけを教えてください

A:退職後に時間ができたので、何か社会の役に立つことをしたいと思い、ボランティアを始めました。2HNを選んだのは、正直あまり積極的な理由ではなく「平日」「定期的な活動」の条件だと、該当するのが2HNだけ(笑)。

Q:活動を始めて半年にどう感じましたか?

A:報道などで生活に困っている方の存在は知っていましたが、食品パックを日々多くの方に送らなければいけない状況は最初信じられませんでした。また、食品を詰める際、ライフラインがない場合など、何を詰めたらいいのかわからず戸惑うことも多かったです。

ニュースレター

(食品やお金の寄付者など支援者を対象に活動内容を告知)

(2) 情報・需給マッチング機能の強化

④専任担当者の配置によるコミュニケーションの充実

- 一部のフードバンクでは、個々の食品提供事業者、及び受取先団体の担当者を決めています。（取材事例：フードバンク関西）
- 担当を固定することにより、食品提供事業者や、福祉団体等とのコミュニケーションを密に行い、食品譲渡量の増減などや、福祉団体等からの細かなニーズに応じています。



フードバンク関西本部
(食品の保管スペース・保冷庫があり、
一時的な食品保管にも対応)



食品提供事業者には
フードバンクから担当者が受け取り
(冷凍食品の受け取り事例・
搬送には保冷箱を利用)



本部保冷庫を
経由して
受取先団体へ



(2) 情報・需給マッチング機能の強化

⑤フードバンク活動の効率化につながる情報システムの活用

- フードバンク協和では、フードバンク活動の効率化につながる福祉団体向けの商品発注サイトを構築しています。



フードバンク協和では、食品受取先の福祉団体にIDを渡し、専用サイトを通じて商品の発注申込を受け付けている
発注サイトでは、商品情報として写真や調理方法、アレルギー情報などを表示

(3) 食品の安全管理機能の強化

フードバンクの食品の安全管理機能

- フードバンクは、提供食品の授受から、譲渡までの一連のプロセスにおける食品の安全管理と、トレーサビリティの確保に取り組んでいます。

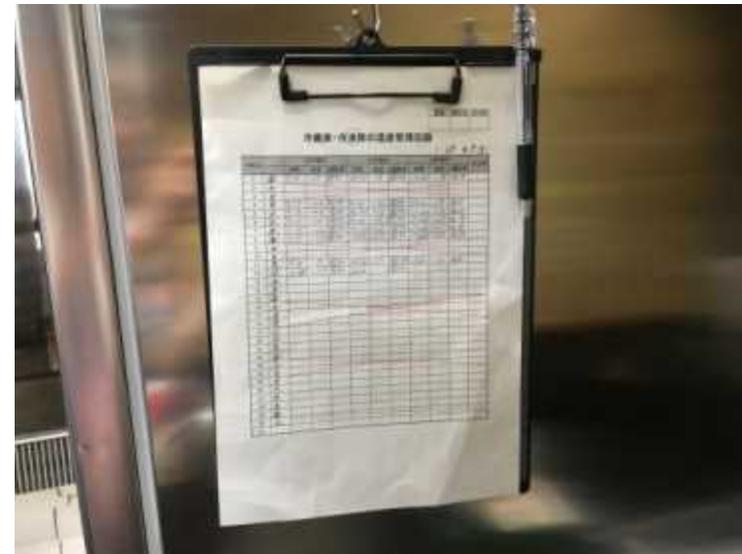
取扱基準の設定	取扱食品の種類の設定	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として、賞味/消費期限以内、未開封。 • フードバンク団体、受取先施設等で活用が可能な食品。
	食品受取先の条件設定	<ul style="list-style-type: none"> • 要支援者を支える非営利団体、要支援者。 • 覚書条項に同意した団体に限る。
温度管理		<ul style="list-style-type: none"> • 食品提供者の指示に従い、常温、冷蔵、冷凍保管を行う。 • 冷凍庫、冷蔵庫は定期的に庫内温度を確認、記録。 • 食品搬送時、食品が適切な状態を保つ。 • 夏期には保冷箱・保冷材を使用。 • 必要に応じ、搬送品の温度を測定。
食品の品質確認		<ul style="list-style-type: none"> • 荷受・引取・受取団体への分配時に、目視で品質確認 • 配達記録、受領書、日誌の品質確認欄にチェックする。
在庫食品の品質保持		<ul style="list-style-type: none"> • 在庫食品の虫等による被害防止のため、事務所内の整理整頓清掃を励行、習慣化。
トレーサビリティの確保		<ul style="list-style-type: none"> • 食品の入荷、在庫、出荷の記録を作成し、保持する。

(3) 食品の安全管理機能の強化

① 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵食品の温度管理の徹底

- フードバンクでは、温度管理として、低温庫の温度の定期確認と記録を行っています。

(取材事例：フードバンクまえばし)



保冷库の温度管理記録の例
定期的に庫内温度を記録しています

(事例：セカンドハーベスト名古屋での冷蔵/冷凍食品の取扱い状況)



冷凍食品の保冷库



冷凍食品搬出用の保冷箱
(フードバンクで専用品を用意して貸出)

(3) 食品の安全管理機能の強化

②出荷食品の品質・内容確認の徹底

- フードバンクでは、出荷食品の品質・内容確認の徹底に努めています。
(取材事例：フードバンク山梨)
- フードバンク山梨では、出荷作業の最終工程で、経験と知識を有する専従スタッフが、全出荷梱包を対象に、品質・内容の最終確認を行い、直接、封函を行うことで、安全管理の徹底を図っています。

ボランティアが箱詰め作業を実施



最終工程では専従スタッフが直接目視検査と封函作業を実施



(3) 食品の安全管理機能の強化

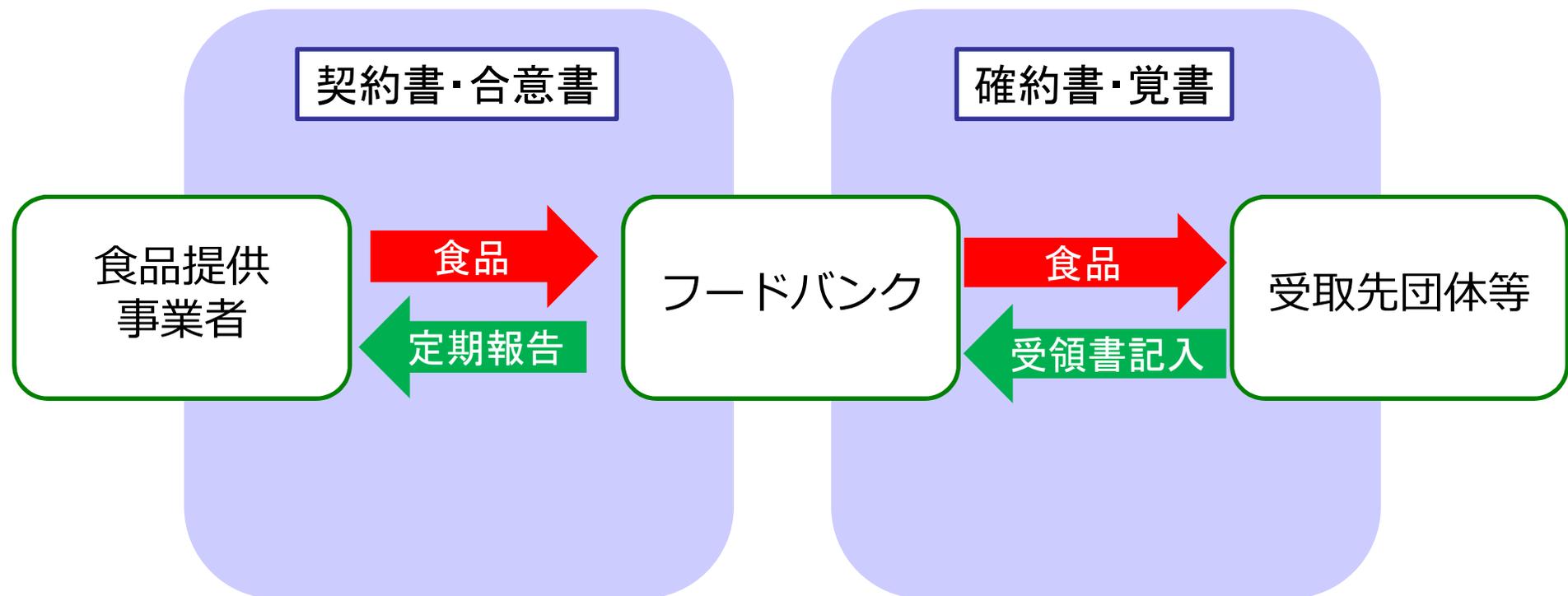
③作業ミスやトラブルの防止：目視しやすい「見える化」の工夫

- フードバンクでは、賞味期限と商品カテゴリーを分かりやすく「見える化」するなど、作業ミスやトラブルの防止が図られています。（取材事例：フードバンク山梨）
- フードバンク山梨では、賞味期限が近い食品は、集約・識別し、十分な注意喚起を図っています。賞味期限に注意しながら、優先的な出荷に努めています。



(4) トラブル防止・対応機能の強化 フードバンクのトラブル防止・対応機能

- フードバンクは、食品提供事業者・受取団体と、契約書や確認書などを交わし、トラブル防止・対応を図っています。



出所：フードバンク山梨「フードバンク活動ノウハウ集」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をもとに、流通経済研究所が作成。

(4) トラブル防止・対応機能の強化

①食品提供事業者・受取団体との、契約書や確認書の締結

- フードバンクでは、以下のような項目について、契約書や確認書などを交わし、トラブル防止・対応を図っています。 ※契約内容の詳細はフードバンクにより異なる場合があります

契約書・合意書

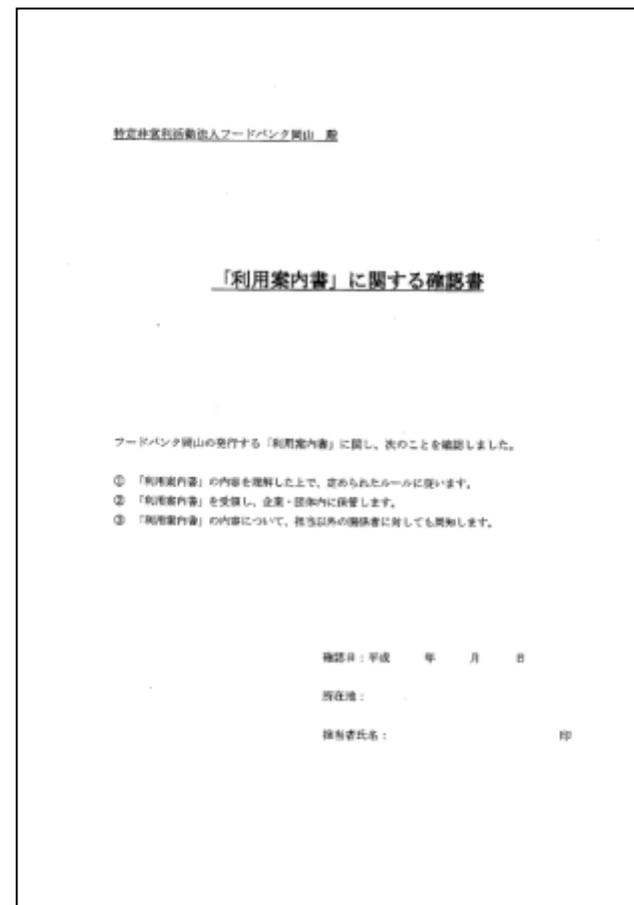
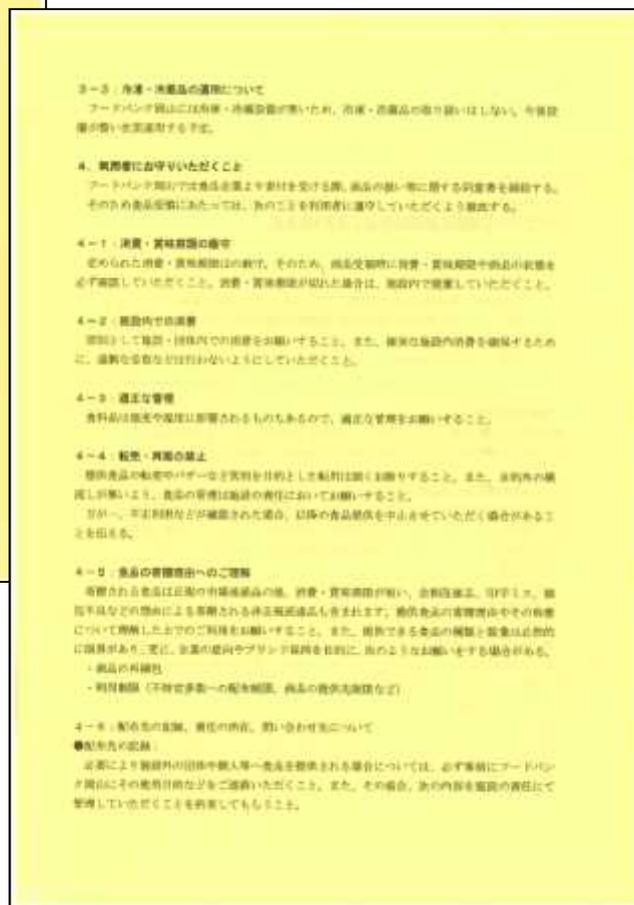
- 転売禁止
- 受取先の範囲
(確認書・覚書を締結した
施設・団体に限る等)
- 報告義務
- 情報の取扱い

確認書・覚書

- 転売の禁止
- 事故発生時の提供企業等の免責に関する事項
- 提供企業等への問い合わせの禁止
- 情報の取扱い

出所：フードバンク山梨「フードバンク活動ノウハウ集」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をもとに、流通経済研究所が作成。

(※) フードバンク岡山の事例



受取先団体向けの「利用の手引き」

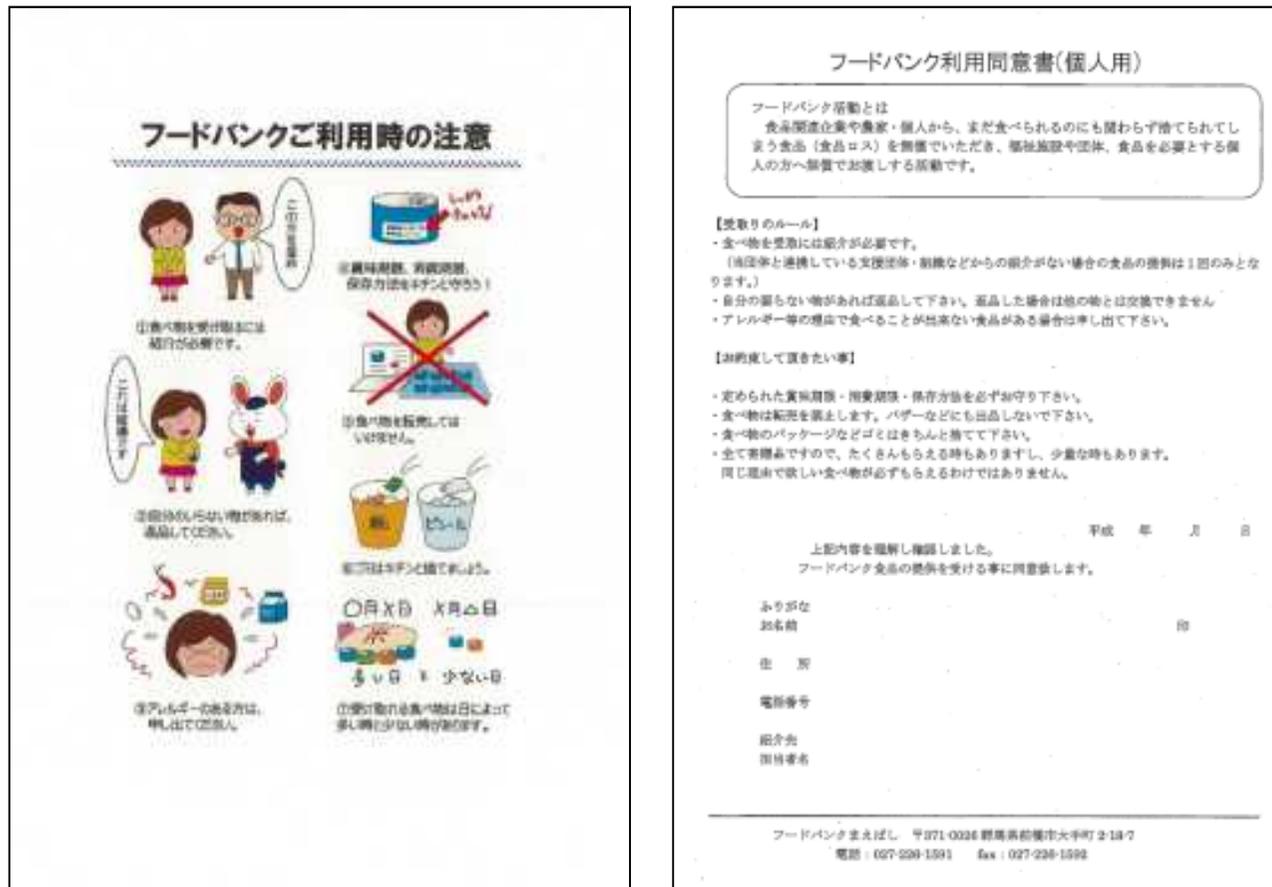
フードバンク活動の概要と、食品取扱い上の遵守事項をまとめています。

受取先団体は案内書の内容を理解した上で「確認書」をフードバンクに提出。

(4) トラブル防止・対応機能の強化

②フードバンク利用者に対するわかりやすい説明の実施

- フードバンクまえばしでは、フードバンク利用者に、ルールを十分に理解してもらえるように、イラスト入りの説明文書を用いています。



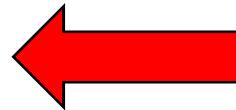
食品受取先(個人)への説明を、わかりやすいイラストを使用した文書を用いて行っている。受取先には、説明後、同意書に署名してもらう。

- フードバンク山梨では、個人支援向けの個配梱包に、以下のような「食品取扱のお願い」を同梱して、個人宅に届けています（宅配）。

個配梱包に仕分けされた食品



毎回同梱する



食品取扱のお願い

↓ 食品や配送についての問合せはすべて下記まで ↓

NPO法人フードバンク山梨 **055-298-4844**

この食品は、地域住民や企業・生産者の皆様のご厚意で、フードバンク山梨に寄贈していただいたものです。
以下の点にご注意くださいますよう、お願い致します。

- ①原則として、ご家庭内でのみ利用してください
- ②パザーを含め、転売や贈与はしないでください
- ③箱つぶれなどがありますが、品質には問題ありません
- ④直接、企業に問い合わせはしないでください
- ⑤賞味期限を守り、調理後はお早めに召し上がってください

認定NPO法人 フードバンク山梨
〒400-0214 山梨県南アルプス市百々3697-2
※平成27年度日本郵政の年賀寄附金により改称されました。

(4) トラブル防止・対応機能の強化

③ 転売防止の徹底

- 転売防止の徹底のため、「寄贈品 非売品シール」を食品に貼付し、受取先での転売等の防止を図っているフードバンクもあります。
(取材事例：コープフードバンク)
- 受取先団体では、コープフードバンクからの提供食品を容易に判別できるので、受取食品の適切な利用・管理が行いやすくなります。



発送(倉庫からのピッキング)時にシールを貼付

4. まとめ

まとめ

- 「食品ロス削減」と「食のセーフティネット」の必要性を背景に、2000年代半ばから、わが国においてもフードバンク活動が広がっています
- フードバンクは、食品提供事業者から、品質に問題のない食品の提供を受け、食品を必要とする団体等に寄贈することにより、食品ロス削減や食のセーフティネット構築に貢献しています。
- 各フードバンクでは、物流、情報・需給マッチング、食品の安全管理、トラブル防止・対応といった機能を強化し、余剰食品等の効率的な受け渡しの実現とさらなる向上を目指す取組が進められています。
- 食品ロス削減に向けて、食品関連事業者の皆様の、フードバンク活用に向けたさらなる取組をお願いいたします。

(参考) 食品関連事業者から見たフードバンク活用のメリット

■ フードバンク活用のメリットとして、以下の点があげられます。

- 食品ロス、および廃棄処理コストの削減
- 従業員のモチベーションアップ
 - 心理的負担を伴う「食品を廃棄する」という行為の低減
 - 自分たちの食品提供活動を通じて、喜んでくださる方がいることの実感
- 税制上の優遇措置
 - フードバンクに対する食品提供について
 - NPO法人に対し、食品等を寄附した場合には、その食品の時価を寄附金額と見なして、税制上の優遇措置が受けられる。
 - フードバンクに対する寄附について
 - 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額まで損金算入することができる。
 - 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置がある。

出所：税制上の優遇措置については、農林水産省（2015）「フードバンク活動の拡大に向けた食品の取扱いについて」を元に弊所作成。その他の部分は弊所作成。

(参考) 今回取材したフードバンク事例集

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) コープ東北サンネット事業連合 コープフードバンク | (宮城県) |
| (2) フードバンクまえばし | (群馬県) |
| (3) NPO法人フードバンクいしかわ | (石川県) |
| (4) 認定特定非営利活動法人フードバンク山梨 | (山梨県) |
| (5) 認定特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋 | (愛知県) |
| (6) 認定特定非営利活動法人フードバンク関西 | (兵庫県) |
| (7) 特定非営利活動法人フードバンク岡山 | (岡山県) |
| (8) 一般社団法人フードバンク協和 | (長崎県) |

フードバンク事例一覧

事例	運営主体	取扱食品の種類(原則)	おもな食品の取扱方法
コープ東北サンネット事業連合 コープ フードバンク(宮城県)	事業者 (生活協同組合)	常温・冷凍・冷蔵品	在庫型
フードバンクまえばし(群馬県)	NPO法人	常温品	在庫型
NPO法人フードバンクいしかわ(石川県)	NPO法人	常温・冷凍・冷蔵品	仲介型
認定特定非営利活動法人フードバンク山 梨(山梨県)	NPO法人 (認定NPO法人)	常温品	在庫型
認定特定非営利活動法人セカンドハーベ スト名古屋(愛知県)	NPO法人 (認定NPO法人)	常温・冷凍・冷蔵品	クロストッキング型
認定NPO法人フードバンク関西(兵庫県)	NPO法人 (認定NPO法人)	常温・冷凍・冷蔵品	クロストッキング型
特定非営利活動法人フードバンク岡山 (岡山県)	NPO法人	常温品	仲介型
一般社団法人フードバンク協和 (長崎県)	事業者 (業務用食品卸)	常温・冷凍・冷蔵品	在庫型

(注)「おもな食品の取扱方法」は、流通経済研究所がヒアリング調査をもとに、おもな方法を判断したものです。各団体では、記載以外の方法もとられています。

出所：平成29年度ヒアリング調査をもとに、流通経済研究所が作成。

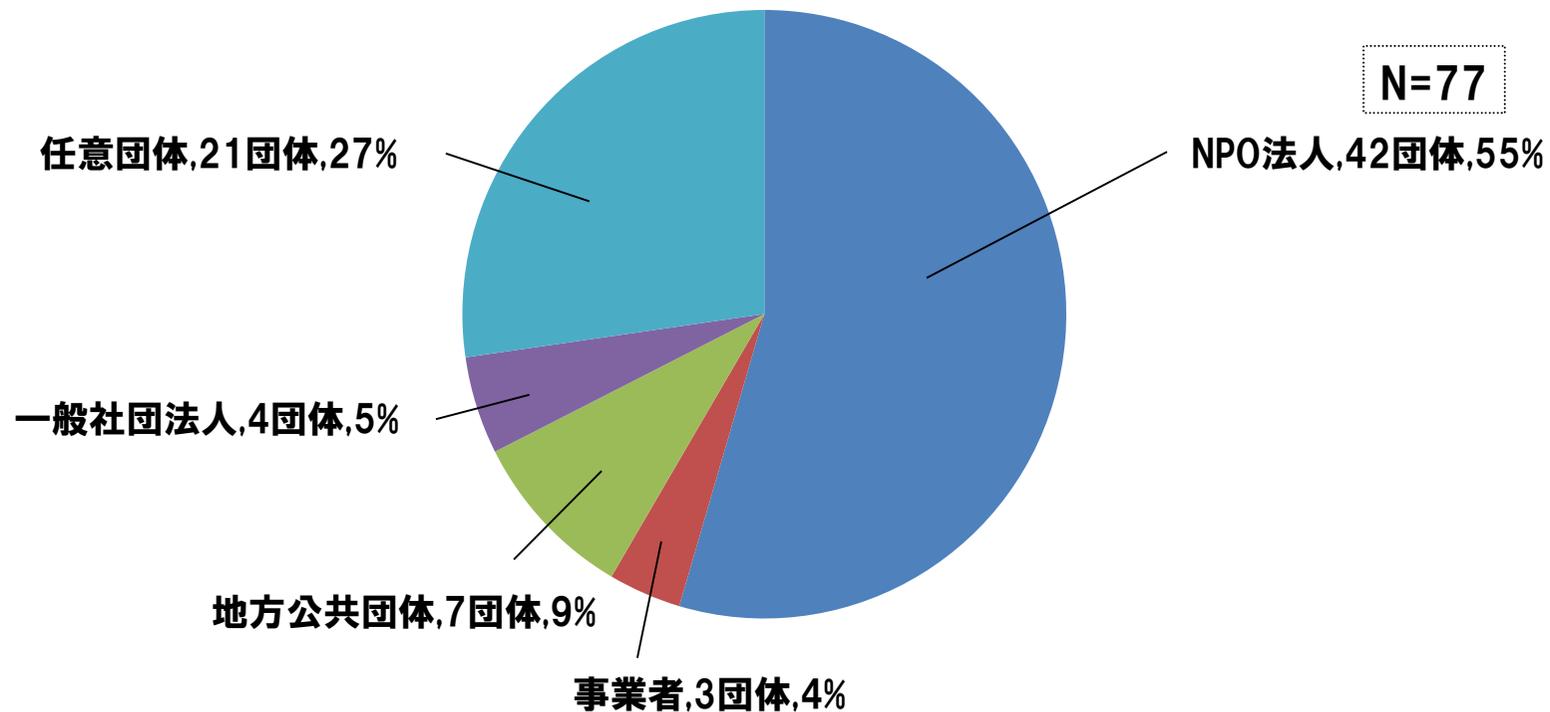
フードバンクの類型

- フードバンクを区分する方法はさまざまあります。
 - 運営主体による分類
 - NPO法人（認定NPO法人を含む）
 - 事業者（卸売業、生活協同組合）
 - 公共団体（地方自治体、社会福祉協議会）
 - 任意団体 など
 - 取扱食品の種類による分類
 - 常温品のみ
 - 常温・冷凍・冷蔵品
 - 食品の取扱方法による分類
 - 在庫型（倉庫で保管し、必要に応じて配送）
 - クロスドッキング型（拠点に集約して出荷）
 - 直送型（倉庫を使わず、直接配送）
 - 仲介型（輸配送は行わず、仲介・調整に重点化）

出所：平成29年度ヒアリング調査をもとに、流通経済研究所が作成。

フードバンクの類型 運営主体による分類

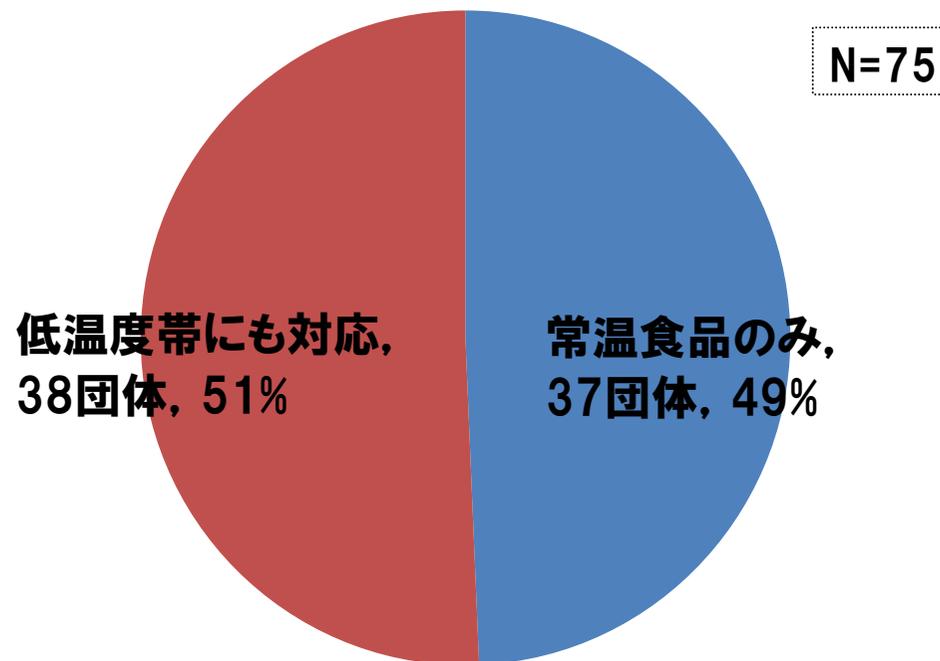
- フードバンク活動の主な担い手は、以下の通りです。大部分（55%）は、NPO法人（認定NPO法人を含む）が運営しています。



出所：農林水産省「国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会 実施報告書」

フードバンクの種類 取扱食品の種類による分類

- 取扱食品の種類で見ると、約半数のフードバンクが常温食品のみを取り扱い、約半数のフードバンクが低温度帯にも対応しています。



出所：農林水産省「国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会 実施報告書」

フードバンクの類型

食品の取扱方法によるフードバンクの分類

■ 取扱食品や、団体規模などに応じて、主として4つのパターンがあります。

<p>在庫型 (倉庫で保管し、必要に応じて配送)</p>	<p>食品提供事業者 → フードバンク(倉庫) → 福祉施設等 他地域の倉庫</p> <p>(在庫として保管)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • フードバンクが倉庫を持ち、食品提供事業者から受け入れた食品を在庫として保管しながら受取先へ配送する方法 • 取扱い規模の拡大に加え、品質管理やデータ管理がしやすいメリットがある
<p>クロスドッキング型 (拠点に集約して出荷)</p>	<p>食品提供事業者 → フードバンク(拠点) → 福祉施設等</p> <p>(一時保管・仕分け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 受け入れた食品を一時的にフードバンク(本部などの拠点)に集約し、仕分けをしてから配送する方法 • 配送の効率化(外部への委託など)や、受取先に応じた仕分けが可能
<p>直送型 (倉庫を使わず、直接配送)</p>	<p>食品提供事業者 → フードバンク(スタッフ) → 福祉施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 食品提供事業者から、フードバンクが派遣したスタッフが食品を受け取り、そのまま福祉施設等まで配送する方法 • 小規模なフードバンクや、狭いエリア内での活動(短時間で配送)に向いている
<p>仲介型 (輸配送は行わず、仲介・調整に重点化)</p>	<p>食品提供事業者 → 引取 → 福祉施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 輸配送は福祉団体等に委託、フードバンクは調整等に特化。運営費低減が可能。 • 提供企業が小売業の場合、生鮮品などを提供しやすくなる。

出所：流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、をもとに流通経済研究所作成。

無断転載を禁ず All rights reserved.

© 2017 公益財団法人 流通経済研究所

(1) コープ東北サンネット事業連合 コープフードバンク

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	宮城県富谷市ひより台2-1-8	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2012年4月／2012年4月	
	取扱品	加工食品(常温) 加工食品(冷凍・チルド) 野菜。果物 菓子 清涼飲料 日用雑貨品全て	
	食品取扱量(2015年)	88トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	母体であるコープの物流網を活用。コープで発生した分については、コープの路線便を用いて本部倉庫に集荷。企業からの受け入れ分は、各企業の物流網を通じて受け入れている。農産品などは個別に集荷。
		②保管	本部が倉庫を確保(常温と冷蔵冷凍)。管理基準に基づく保管を行うとともに、賞味期限別や回転率に応じた倉庫配置を工夫。
		③団体への譲渡	2週間前までの発注に応じて倉庫からピッキング。コープ東北の物流センターまで配送し、取りに来てもらう方式。引き取り団体とは、引き取り時などの機会を通じてコミュニケーションを図っている。
	(2)リスクの管理	提供企業、受取先団体とは同意書を締結。 倉庫受け入れ時にデータベースに登録。冷凍倉庫に関しては管理記録を作成。譲渡時には、商品にフードバンク取り扱い品のシールを貼付。 冷凍品の配送は本部倉庫から直接配送できる範囲に限定。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	ニュースレターを発行。コープの取引企業に対して、寄付の呼びかけを行っている。コープ会員に向けた会員の募集や、倉庫見学会を実施。	
(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	専従スタッフの拡充や、ボランティアスタッフとのイベント等を通じて、組織内の人材育成を図っている。		

(活動状況)



コープフードバンク本部および倉庫
(もともとコープが使っていた施設を利用)

(活動状況)



倉庫(常温)
(賞味期限ごとに場所を区切り、かつ回転率の高い商品を別スペースに取り分けるなどの工夫を行っている)

(活動状況)



受け入れ食品のデータベース管理
(バーコード管理／計量は受入時と出荷時に実施)

(活動状況)



フードバンク専用のカゴ車を使用
(コープ物流網を利用する際、通常
商品と区別しやすくなる)



発送(倉庫からのピッキング)時に
シールを貼付

(活動状況)

コープフードバンク規程

【総則】

第1条 本規程は、みやぎ生活協同組合（以下、「みやぎ生協」という）から生活協同組合連合会コープ東北サテネット事業連合（以下、「コープ東北」という）が受託した、第3条に定めるフードバンク事業（以下、「事業」という）を行うにあたり、その目的、運営手順などを定め、事業の発展と円滑な運用を図るために制定する。

【目的】

第2条 本事業は、生活協同組合の理念に基づき、福祉的観点による保護や養護、援助が必要な人への支援と、これらの人の自立のための支援を行うことなどを目的とした社会福祉に寄与する団体・組織等へ食品等を無償提供し、それらの団体・組織等の活動及び施設等の運営を支援することを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するとともに、食品等の無駄をなくし有効活用を実現することを目的とする。

【事業】

第3条 本事業は、以下の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 食品等の無償での受け入れに関すること
- (2) 受け入れた食品等の保管・管理に関すること
- (3) 受け入れた食品等の有効活用に関すること
- (4) その他前条の目的達成に必要なこと

【運営】

第4条 本事業を運営するために、コープ東北専務理事直轄の事務局を設置する。事務局には事務局長を配置し、主たる事務所をコープ東北本部内に置く。

2. 本事業の政策協議および決定、運営管理、推進等を行うために、コープ東北専務理事が主宰する運営会議を設ける。運営会議の構成メンバーは、専務理事、コープフードバンク事務局長のほか、必要に応じて専務理事が指名した者とする。

【サポーター】

第5条 本事業に共感し、資金的支援を行うサポーターを募集する。サポーターは団体・個人を問わない。サポーターをから寄せられた資金は、本事業の運営費及び事業の推進に活用する。

2. サポーターは所定の手続きを行い、次の賛助金を本事業に拠出するものとする。

- (1) 法人・団体サポーター：年10万円
- (2) 個人サポーター：年10万円

3. サポーターに対し、年に1回、事業活動報告書を送付する。

活動内容や管理基準を文書として明示
「コープフードバンク規定」

コープフードバンクが団体・施設等へ食品等を提供する場合の内部運用基準
2017年9月1日

1. この規程は、コープフードバンクが団体等より食品等において、その食品等の提供を要する団体・施設等に對して、コープフードバンクが提供すべき食品等の内部運用基準を規定したものである。

2. 運用ルール

- (1) 団体・施設等から提供される食品等は、団体別施設別提供施設が1ヶ所以上備えている食品等であることを条件とする。なお、提供が1ヶ所未満の食品等も提供される場合は、団体・施設等へ事前に確認を行う。了承を得て行うこととする。
- (2) 団体・施設等から提供される食品等は、以下の3点で要する食品等を確保し、行うものとする。
 - ①団体・施設等から提供される「コープフードバンク提供用食品」に該当し、本規程で定める食品等と同等品質、同等品質以上で提供される。
 - ②コープフードバンクの在庫状況（在庫数や賞味期限管理状況）に応じて、コープフードバンク事務局が団体・施設等に提供し、提供を受けた団体・施設等が手配から「コープフードバンク提供用食品」の提供や管理、Aール等の確認に要する。承認された食品等はその責任で提供される。
 - ③「コープフードバンク提供用食品」に規定された食品等において、提供された食品等が腐敗や変質が認められ、品質低下が認められる場合は、品質低下した食品等が事業活動の妨げとなることを防止し、提供できないものとする。また、品質低下が認められている場合は、必ず当該団体・施設等に確認し、提供できないこととし、食品等が提供できない場合は、品質低下の原因を調査し、原因を特定した上で、品質低下の原因を明らかにするものとする。
- (3) 団体・施設等へ提供される食品等は、以下の9項目の提供を受ける。

食品等種別	提供条件
お菓子	1. 賞味期限が2週間以上経過していないこと 2. 1kg以上あり、1kg未満のものも提供可能（アールスメーク）
カップ麺	1. 賞味期限が2週間以上経過していないこと
お米、お弁当類	1. 賞味期限が2週間以上経過していないこと
飲料	1. 賞味期限が2週間以上経過していないこと 2. 賞味期限が2週間以上経過していないこと
調味料	1. 賞味期限が2週間以上経過していないこと 2. 賞味期限が2週間以上経過していないこと

以下

コープフードバンク受入食品等の内部管理・廃棄ルール
2017年9月1日

1. 目的

コープフードバンクが受入れた食品等は、以下の規程により提供を受けた団体・施設等に提供し、提供を受けた団体・施設等は、食品等の品質を確保し、品質低下した食品等を廃棄することとなる。

2. 内部運用ルール

受入れた食品等は、以下の規程により提供を受けた団体・施設等に提供し、提供を受けた団体・施設等は、食品等の品質を確保し、品質低下した食品等を廃棄することとなる。

(1) 内部運用ルール

【提供を受けた食品等の品質】

食品等種別	品質管理のルール
お菓子	賞味期限が2週間以上経過していないこと
カップ麺	賞味期限が2週間以上経過していないこと
お米、お弁当類	賞味期限が2週間以上経過していないこと
飲料	賞味期限が2週間以上経過していないこと
調味料	賞味期限が2週間以上経過していないこと

【提供を受けた食品等の品質】

食品等種別	品質管理のルール
お菓子	賞味期限が2週間以上経過していないこと
カップ麺	賞味期限が2週間以上経過していないこと
お米、お弁当類	賞味期限が2週間以上経過していないこと
飲料	賞味期限が2週間以上経過していないこと
調味料	賞味期限が2週間以上経過していないこと

(2) 内部運用ルール

- ①内部運用ルールを遵守すること
- ②内部運用ルールを遵守すること
- ③内部運用ルールを遵守すること
- ④内部運用ルールを遵守すること
- ⑤内部運用ルールを遵守すること
- ⑥内部運用ルールを遵守すること
- ⑦内部運用ルールを遵守すること
- ⑧内部運用ルールを遵守すること
- ⑨内部運用ルールを遵守すること
- ⑩内部運用ルールを遵守すること

「施設等へ食品等を提供する場合の内部運用基準」
「受入食品等の内部管理・廃棄ルール」

(活動状況)



COOP フードバンク

コープフードバンクは、大切な食べものを必要としている人に届けます。

82の ご提供企業・団体様

274の 福祉施設・団体

東日本大震災から5年8カ月。多くのご提供企業様から災害用備蓄品を提供いただきました。コープフードバンク・フォーラム2016を開催しました!!

News Letter .13

CFB

ニュースレター
(活動内容や支援状況を報告)



Letter

支援先より、感謝のお手紙が届きました。

「支援先の方から感謝の手紙が届きました。お礼の手紙が届きました。」

サポート者募集中!!

教えて、フー助!

コープフードバンクの活動について、たとえほんのりともなにか?

コープフードバンクは、東日本大震災から5年8カ月が経ちました。被災地の方々に必要な物資を届ける活動を行っています。その活動を支えているのが、サポート者です。サポート者とは、コープフードバンクの活動を支えるボランティアです。サポート者には、様々な役割があります。例えば、物資の調達や、物資の運送、物資の配布などです。サポート者には、様々なスキルや経験が必要です。例えば、車の運転や、コミュニケーション能力などです。サポート者には、様々なメリットがあります。例えば、社会貢献や、新しい出会いなどです。サポート者には、様々なデメリットがあります。例えば、時間や労力の投入などです。サポート者には、様々な疑問があります。例えば、サポートのやり方や、サポートの場所などです。サポート者には、様々なサポートがあります。例えば、サポートの研修や、サポートの相談などです。サポート者には、様々なサポートがあります。例えば、サポートの研修や、サポートの相談などです。

コープフードバンクの活動に関する「News Letter」は、こちらからダウンロードいただけます。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-771-1806 FAX: 03-771-1807 E-mail: info@coopfb.jp



News

ご提供企業・法人サポーターとしてご支援いただいている丸大城内(株)様より、需要の高いカップ麺500個をご提供いただきました。

コープフードバンクの活動を盛り上げていく、その一助になりたい。

本事業為信

各地の社会福祉協議会と基本協定を締結しました。

高島市社会福祉協議会と協定を締結、高島市では初めての連携と見込まれます。

伊豆市社会福祉協議会と協定を締結、伊豆市では初めての連携と見込まれます。

伊豆市社会福祉協議会と協定を締結、伊豆市では初めての連携と見込まれます。

伊豆市社会福祉協議会と協定を締結、伊豆市では初めての連携と見込まれます。

(2) フードバンクまえばし

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	群馬県前橋市大手町2-18-7	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2017年4月／2017年6月	
	取扱品	—	
	食品取扱量(2015年)	—	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	フードバンク北関東を母体に、前橋市の生活困窮者自立支援をサポート。食品の大半については、フードバンク北関東から提供を受けている。
		②保管	賞味期限や梱包の状況を検品してから、受取先に向けた荷造りを行う
		③団体への譲渡	市役所の依頼に応じて提供。配達は1回目は市役所職員が同行、2回目以降はフードバンクのボランティアが対応し、受取先とのコミュニケーションを行う。
	(2)リスクの管理	受取先と同意書を締結。 寄贈にあたっては、食品の取扱いについて説明する。説明にあたっては、絵入りで理解しやすさを狙った説明書を用意。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	配送を直接手渡しとすることにより、安否確認を兼ねている。	
(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	フードバンク北関東からは食品の提供や運営ノウハウを、前橋市からは受取先の選定といった点での連携を行っている。		

(活動状況)



提供する食品の受け入れ

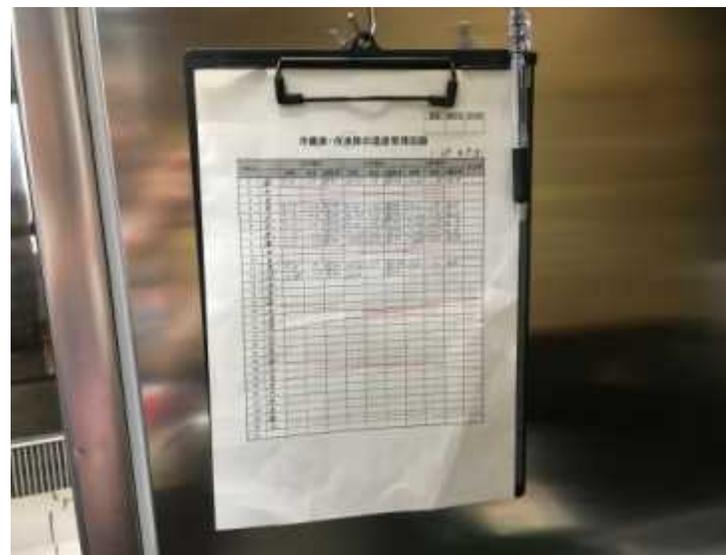


在庫棚
(生活困窮者の状況に応じて食品を梱包)

(活動状況)



低温庫



低温庫の温度管理記録

(活動状況)



米の小分け作業



個配梱包の内容

(3) NPO法人フードバンクいしかわ

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	石川県野々市市栗田3-282	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2009年8月／2008年8月	
	取扱品	加工食品(常温) 加工食品(冷蔵・チルド) 野菜。果物 菓子 清涼飲料	
	食品取扱量(2015年)	150トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	フードバンクを受取先団体のネットワークとして組織。提供先企業に直接、担当の受取先団体に取りに行く形式を採用することで、食費抜け入れに求められる管理等の負担を最小限にとどめている。
		②保管	寄付された食品の大半は、引き取った受取先団体が引き取る。本部では一時保管スペース(常温、冷凍)を確保。寄付企業や団体から直接受け入れた食品(災害備蓄食品など)の保管に利用している。
		③団体への譲渡	提供企業を担当する受取先団体が受け入れ。加えて食品のアンマッチや突発的な食品提供等に対応するため、本部から各団体に電話連絡を行う(電話連絡が、受取先団体とのコミュニケーション手段にもなっている)
	(2)リスクの管理	寄付企業とは同意書を締結。受取先団体とは同意書を締結するとともに、食品の取り扱いに関する指導を行っている。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	ホームページとニュースレターを発行。	
	(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	フードバンク立ち上げ時には、自治体より受取先団体の紹介を受ける。将来的には、近隣フードバンクとの情報交換や連携を考えている。	

(活動状況)



フードバンクいしかわ本部

(活動状況)



本部内の食品保管スペース
(大木の場合は受取先団体が寄付企業まで直接食品
を取りに行くため、本部の倉庫スペースは最小限)

(活動状況)



本部での食品受け取り

(4) 認定特定非営利活動法人フードバンク山梨

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	山梨県南アルプス市百々3697-2	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2008年10月／2008年10月	
	取扱品	加工食品(常温) 野菜・果物 菓子 清涼飲料 防災備蓄食品	
	食品取扱量(2015年)	129トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	受取先の必要性に応じて受け入れる食品 JAのスーパーだった場所をフードバンクの倉庫として活用。企業からは製造時の外箱のまま配送してもらう。
		②保管	賞味期限に応じて置くよう、倉庫内の保管場所を工夫。冷蔵庫の温度管理および管理記録を作成。カゴ台車を活用し、保管作業の軽減を図っている。
		③団体への譲渡	団体向けは本部まで引き取りに来てもらい、配送の手間を軽減。 個人向けでは、個別の事情に応じた箱詰めを行っている。
	(2)リスクの管理	衛生管理基準を徹底(手洗い+アルコール洗浄の徹底、食品を床に置かない等)。衛生管理マニュアルを作成。 食品在庫と配達記録をエクセルで一元管理し、トレーサビリティを確保。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	食品提供事業者に向け、定期的な活動報告を行っている。	
	(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	自治体や企業からの助成プログラムを積極的に活用。 市やメディア募集欄を通じてボランティアを募集。倉庫で仕分けを行うボランティアのより効率的な作業・負荷軽減に向けた取り組みは今後の課題。	

(活動状況)



フードバンク山梨本部

(活動状況)



倉庫(常温)
(ハンドフォークやフォークリフト、カゴ車を活用)



消費期限の近い食品のスペース
(食品管理上の工夫)

(活動状況)



倉庫内での梱包作業
(困窮者向け)
(作業台を使い、流れ作業を行っている)



倉庫内での梱包作業
(梱包物の最終確認とテープ止め作業)

(活動状況)

箱でつくる箱詰め作業マニュアル

前日までの準備

番号	項目	チェック
1	基本セットを作る (数をあわせる・賞味期限早いものは基本に入れる)	
2	野菜・調味料の数を数えたり計量分に調節する	
3	賞味期限チェックをし、箱に貼る。無くなる食品も定期的に確認する (期限が早いものは何でもBOXへ)	
4	調味料、空のダンボールがあるなら潰すなどしておく	
5	車の荷台	
6	倉庫に置いてある食品の箱にでも分かるように賞味期限や量などが分かるように紙などで表示する 例: オリーブオイル (2016.6.30 100年 3月1回目で使う) など	
7	池川さんのダンボール移動の連絡をする	
8	当日ボランティアさんが何人来るか確認し、アイスなどを用意しておく	

当日

番号	項目	チェック
1	袋を詰める	
2	発送分のファイル・箱・テープの食品・ダンボール等を並べずじょうろに詰めていく	
3	ファイルを取り分ける (人数、車数など)	
4	賞味期限、ダンボールの数を確認し共有	
5	ダンボールを作る (手際を速くする)	
6	ボランティアさんに基本セット食品箱等について説明	
7	基本セットをいれるために必要なテープ、テープなどを用意する	
8	基本セットを作る	
9	ボランティアさんの箱詰めについて説明	
10	初めての人は説明さんが指導をしながら一緒に進めるものについて説明する	
11	振込ないものの箱詰め	
12	数量を数え、箱を貼って、テープの土手で固定	
13	休日の準備を済ませ (お昼を食べているなど)	
14	ボランティアさんとお話しをする。お土産を贈りあう	
15	手配品に感謝 (必要に応じて)	
16	お土産の数を数える	
17	ダンボールを梱包	
18	挨拶確認のため食品箱詰めを確認 (お土産も賞味期限チェック)	
19	ボランティアさんの人数と時間を共有する	
20	お土産 (ダンボール、テープ、袋など)を確認	
21	箱の中を整理し、テープで固定をしておく	
22	作業を終える	



梱包の同封書類

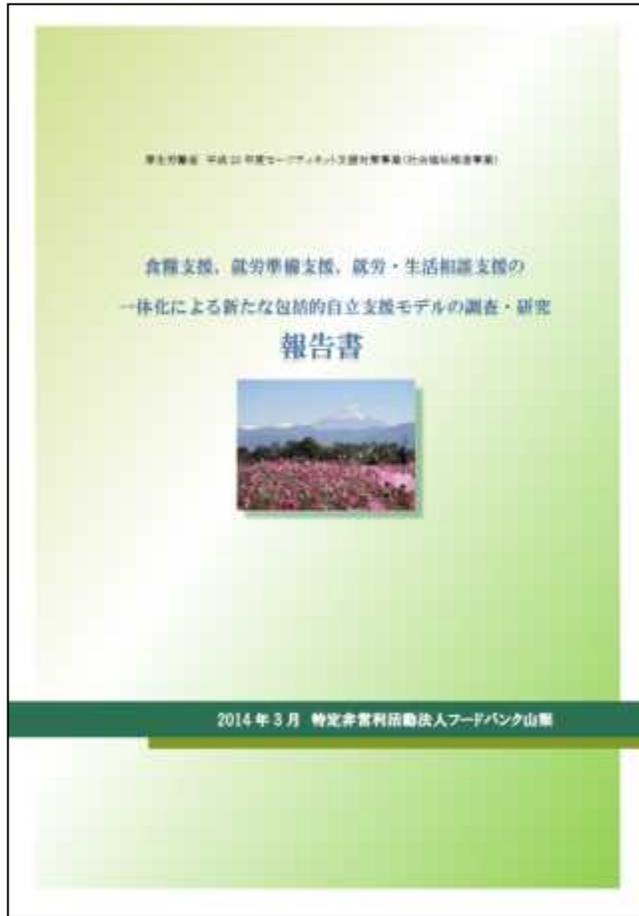
倉庫内での梱包作業 (作業マニュアル)

(活動状況)



倉庫内の掲示
(衛生管理の徹底)

(活動状況)



支援活動内容ごとに活動報告書を作成
「企業様とのコラボレーション事例」では、食品提供事業者からの
提供事例を紹介

(活動状況)



活動報告書
(食品寄付・支援活動を紹介)
(巻末には支援企業の一覧を掲示)



フードドライブ活動の告知パンフレット

(5) 認定特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	愛知県名古屋市北区柳原3-4-2 小菅ビル1F	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2009年1月／2008年8月	
	取扱品	加工食品(常温) 加工食品(冷蔵・チルド) 野菜・果物 菓子 清涼飲料	
	食品取扱量(2015年)	502トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	一部(パンなどの日配品)を除き、提供企業の物流網により本部倉庫まで搬入してもらう方法を採用。できるだけ提供企業が用いる包装(通い箱、ボール箱など)を使うことで、積み替え等による管理リスクの低減を図っている。
		②保管	本部に倉庫(常温、冷凍)に集荷する方法を採用。受取先団体の要望や、生活困窮者支援のリクエストにきめ細かく対応できるようにしている。冷凍品は提供企業の管理基準を遵守。譲渡時は専用の保冷箱を利用
		③団体への譲渡	本部まで団体に取りに来てもらう方法。あらかじめ要望を聞いておき、数量や譲渡食品の内容に反映。困窮者支援に即時対応できるよう、倉庫スペースや発送用のケース等を準備
	(2)リスクの管理	食品の取り扱い状況をデータベースで管理。 提供企業には合意書を締結するとともに、フードバンク活動のパートナーとして、本部への食品搬入などの協力をお願いしている。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	ホームページやニュースレター(会員募集)、自治体によるフードドライブ活動への協力(活動内容の告知)、本部作業の体験会などを行っている	
(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	「食のセーフティーネット」として、食品の集荷・分配機能に注力できるよう、組織運営を行っている。		

(活動状況)



セカンドハーベスト名古屋本部



本部内の倉庫
(提供企業のケースや通い箱を活用)

(活動状況)



受取先団体別の仕分け箱
(リクエストや、食品受け入れの許容量などを記載)



倉庫内での仕分け作業

(活動状況)



冷凍食品の保冷库



冷凍食品搬出用の保冷箱
(フードバンクで専用品を用意して貸出)

(活動状況)



仕分け後の食品
(加工食品・野菜)



受取先団体による引き取り

(活動状況)

余っている食品を寄付しませんか? フードバンクを通じた社会貢献

日本では毎年632万トンもの食品がまだ食べられるにも関わらず捨てられています。これはお米の年間生産量(788万トン)に迫る膨大な量です。フードバンク活動は余っている食品を有効に使い、生活に困っている方を支援する取り組みです。

フードバンク活動参加のメリット

- 社会貢献**
寄付された食品は、生活に困っている人への支援活動に使われます。
- 廃棄コスト・環境負荷の削減**
廃棄される運命の食品を有効に使うことで、廃棄コスト、環境負荷を軽減することができます。

寄付の流れ

- 食品の確認**
商品名、賞味期限、数量、寄付理由をご連絡ください。
- 同意書の締結**
安全性の担保、転売の禁止、保管・管理責任等についての契約を当法人と取り交わします。
- 納品**
原則食品を寄付される方に、当団体倉庫までの配送料をご負担いただいております。

食品提供事業者への寄付呼びかけ
(寄付の手順を説明)

セカンドハーベスト名古屋へ寄付をお願いします!

個人が認定NPO法人に対して寄付した場合

寄付した金額の **最大約50%** が戻ってきます!

認定NPO法人への寄付は、税制優遇の対象となります。確定申告によって、寄付金額から2,000円を引いた額の最大50% (所得税40% + 住民税10%)^{※1}が戻ってきます。

■税額控除方式^{※2}で税金から還付される金額

【例】	年間1万円寄付した場合	年間5万円寄付した場合
	(1万円-2,000円) × 0.4 = 3,200円	(5万円-2,000円) × 0.4 = 19,200円
	+	+
	(1万円-2,000円) × 0.1 = 800円	(5万円-2,000円) × 0.1 = 4,800円
	4,000円還付	24,000円還付

確定申告を行うことで、寄付金額の最大半額が戻ってきます

※1.3 住民税の控除割合は最大10%(都道府県民税4%+市町村民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。
※2 控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては所得税控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

セカンドハーベスト名古屋は、認定NPO法人のため上記の税制優遇制度の対象となります。いただいた寄付金は、食品の運搬・保管、倉庫の維持などフードバンク事業実施のために利用させていただきます。ぜひご協力をお願いします!

具体的な手続きを裏面に記載しています。ぜひチェックしてください。→

個人への寄付呼びかけ
(認定NPOとしての税制控除のお知らせ)

(活動状況)



事業報告書
(事業の実績や計画、会計報告や予算を掲載)

(6) 特定非営利活動法人フードバンク関西

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	兵庫県芦屋市呉川町1-15	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2004年1月／2003年4月	
	取扱品	加工食品(常温) 加工食品(冷蔵・チルド) 野菜・果物 菓子 清涼飲料 災害備蓄品 ※サプリメントのみの提供はお断りしている	
	食品取扱量(2015年)	200.5トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	ボランティアスタッフが提供企業まで集荷している。スタッフの確保が必要ではあるものの、こまめな集荷対応や、提供企業および受取先とのコミュニケーションが図れる(個別要望への対応が可能)といったメリットがある。
		②保管	本部の倉庫スペース(常温、冷蔵冷凍)を確保。集荷してそのまま受取先団体まで届けるケースと、本部で一時保管を行うケースを併用している。保管食品の配分を行うことで、受取先の要望に応えることが可能。
		③団体への譲渡	低域的なリクエストを取り、必要な食品を提供。また、配送するボランティアとのコミュニケーションを行っている。
	(2)リスクの管理	受入状況についてはエクセルファイルで管理している。提供企業、受取先団体とは合意書を締結。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	ホームページやニュースレターを作成し、活動内容を報告している	
	(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	市町村、他のNPOと連携して生活困窮者支援にも取り組んでいる。	

(活動状況)



フードバンク関西本部

(活動状況)



本部内の倉庫(伝票に基づき、受取先
団体別に仕分けされた食品)



本部内の倉庫(冷蔵・冷凍)

(活動状況)

認定NPO法人フードバンク関西への食品のご寄付のご提案、ありがとうございます。
 下記、寄付申込書に①寄付者情報 ②寄付予定の商品情報をご記入いただき、メール添付にてご送信下さい。

認定NPO法人フードバンク関西
 住所 〒658-0051 芦屋市堤川町1-15
 電話/ファックス 0797-34-8330
 メールアドレス foodbank05@yahoo.co.jp

寄付申込書

記入日 201 年 月 日

①寄付者情報

貴社名	ご担当部署	ご担当者名
所在地	電話番号	
受け渡し方法 (原則として寄贈企業による配送)	ファックス	
備考 (フードバンク関西に配送の場合は、事務所前の道路が狭路に付、2トン以下の車輦での配送をお願い致します。)		

②商品情報

商品名	ケース数	入り数/ ケース	規格(kg)	総重量 (kg)	パレット 数	賞味期限	寄贈理由	温度状態	ケース外寸	ケース数/ パレット	※特記事項	
											詳細単価/ケース	詳細額総額(円)

注① 商品の数が多い時は行を挿入して下さい。
 注② ※特記事項 認定NPO法人フードバンク関西への物品寄贈は、条件により寄付として損金扱いが可能です。この取り扱いをご希望でしたら、ご相談下さい。

通信欄

食品の寄付申込書 (商品名や企画等を記載)

(活動状況)

フードバンク関西 デリバリー記録 Delivery Report

Date 201 年 月 日 ()

担当者		走行距離 km	高速利用料金 カード(法人 個人)
内容 <small>○で囲む</small>	食品引取 デリバリー	駐車料 円	個人カードの高速代 円
	出張(行先)	交通費 円	
コスト引取先(尼崎 神戸)		他の企業からの引取先	
パン	kg	ハイツ 伊藤忠食品 キューピー 蓬萊 マックスバリュ西日本 個人(米 その他)	
野菜果物	kg	ジャパンフードサービス バルコブ トーホー フードドライブ その他()	
合計	kg	箱	kg
フードバンク関西による品質確認		確認済	
受取り団体へのデリバリー			
受取団体は必ず冷凍、冷蔵状態を確認し、品質確認欄に○を記入してから署名して下さい。 <small>品質確認基準 冷凍品(固い) 冷蔵品(冷たい) パン(破れなし) 野菜果物(傷み 腐れなし) あるいは施設で選別廃棄</small>			
受取り団体名	食品の種類	品質確認	受領者署名
		確認済	
ボランティアからの連絡等			
			入力 済

デリバリー記録は当日中に事務所あてにファックスして下さい。
 後日、ミーティング時等に事務所に提出ください。
 記載内容は、食品取り扱い量、デリバリー経費の計算等のデータとなります。

連絡先 事務所 0797-34-8330 事務局携帯 090-8885-2845

ボランティアによる受取先団体への デリバリー(譲渡)記録

(活動状況)

見聞録掲載先		記入日 2017年 月 日	
平成29年度 フードバンク関西からの提供食品活用についてのアンケート			
施設事業所名	施設の種別		
住所	〒		
電話番号	FAX番号		
代表者氏名	メールアドレス		
担当者氏名	担当者携帯		
利用者数	定員 人	現時点での 平均利用者数 人	スタッフ数 人
年齢層	合計人数 (FB 記入額) 人		
受け取り希望食品とその 頻度 (希望する全てに○)	パン野良果物 (隔週1回) ・ その他の食品 (月1回) ・ 米 (月1回) (FB 記入額) kg		
受け取り方 法(どちらか に○)	パン野良 果物	・ フードバンク関西で引き取る ・ 施設への配達を希望	
	その他の 食品	・ フードバンク関西で引き取る ・ 施設への配達を希望	
食品受け取りが困難な日	事業所の休業日		
	休業日以外で受取が困難な日		
	受取が困難な時間帯		
食品の活用について (該当するものをすべて○で囲んでください。その他は具体的に書かしてください)			
給食 (・朝 ・昼 ・夕) おやつ (・昼 ・夜食) その他の活用 ()			
月1常置食品・冷凍・冷凍食品について、該当する欄に○をつけてください。			
食品の種類	多くても よい	多いと困 る	いらない
調味料			
レトルト食品			
飲料 (ジュース類)			
飲料 (お茶・水)			
缶詰			
たれ・ドレッシング類			
菓子類			
冷凍 (肉、魚、野菜)			

ホームレス支援団地		記入日 2017年 月 日	
平成29年度 フードバンク関西からの提供食品活用についてのアンケート			
団体名	施設の種別		
住所	〒		
電話番号	FAX番号		
代表者氏名	メールアドレス		
担当者氏名	担当者携帯		
設備 (あるもの に○)	・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫 ・ 炊飯器 ・ 電子レンジ		
炊き出し・弁 当配布頻度	週 回	1回の平均 利用者数	人/回
年齢層	合計人数 (・~40歳 人 ・ 40歳~60歳 人 ・ 60歳~80歳 人 ・ 80歳以上 人)		
受け取り希望食品とその 頻度 (希望する全てに○をつける)	パン野良果物 (隔週1回) (FB 記入額) kg		
受け取り方 法(どちらかを ○で囲む)	パン野良果物	・ フードバンク関西で引き取る ・ 施設への配達を希望	
	その他の食品	・ フードバンク関西で引き取る ・ 施設への配達を希望	
食品受け取りが困難な日	事業所の休業日		
	休業日以外で受取が困難な日		
	受取が困難な時間帯		
食品の活用について (該当するものをすべて○で囲んでください。その他は具体的に書かしてください)			
給食 (・朝 ・昼 ・夕) おやつ (・昼 ・夜食) その他の活用 ()			
月1常置食品・冷凍・冷凍食品について、該当する欄に○をつけてください。			
食品の種類	多くても よい	多いと困 る	いらない
調味料			
レトルト食品			
飲料 (ジュース類)			
飲料 (お茶・水)			
缶詰			
たれ・ドレッシング類			
菓子類			
冷凍 (肉、魚、野菜)			

受取先団体向けのアンケート
(年に1度、受け取り人数や食材の要望を確認)
(団体の種類に合わせて用意)

(活動状況)

まだ食べられるのに廃棄される食品
(日本の食品ロス)
年間500万t~800万t
=米の全国総収穫量約850万t

家庭から排出される生ごみのうち、
22%が手つかずの食品
1世帯で年間6万円分の食品を廃棄

その一方で

片親世帯の50%以上が相対的貧困状態
にあり、6人に1人の子どもが、
十分な食事や、教育の機会に恵まれない、
貧困な環境の中で成長しているという
調査結果がでています。

☑ 賛助会員になる
活動推進に賛同し、毎年継続して寄付を
行い支援できます。
・個人会員→年会費2千円以上
・法人/団体会員→年会費一口1万円
(※何口でも申込み可能)
※会費は税の優遇措置の対象になります。

☑ 寄付をする
当法人への運営資金を支えるための寄付を
常時受付けています。
当法人は兵庫県から「認定NPO法人」認定
を受けており、当法人への寄付は税の優遇
措置を受けることができます。

ラベル印字ミス、納品期限切れ、
販売期限切れ、売残った、
食べきれなかった・・・

まだ美味しく食べられるのに、
廃棄される食品がたくさんあります。

その一方で、
様々な理由で
日々の食べ物にも事欠く人たちがいます。

ADDRESS : 〒659-0051
兵庫県川町1-1-5
TEL/FAX : 0797-34-8330
E-mail : foodbank@foodbankkansai.org
URL : <http://foodbankkansai.org/>

**私たちの活動を
ご支援ください!**



☑ 食品を寄付する
賞味期限が1か月以上残っていて、未開封
の常備品、米など、個人の方からの食品の
寄付も受付けています。持ち込み又は宅配
をお願いします。

☑ フードドライブで参加する
ご家庭で賞味期限は切れていないが、忘れ
られて保管されたままになっている食品を
持ち寄り、フードバンクに寄付するチャリ
ティイベントです。町内、職場、学校など
で企画しませんか。
詳しくは、メールまたはお電話でお問合せ
ください。

☑ ボランティアで参加する

寄付・賛助会費は、
下記の口座へ振込をお願いします。

▼郵便振替口座
00940-4-221867
▼口座名義
特定非営利活動法人フードバンク関西

▼オンライン寄付

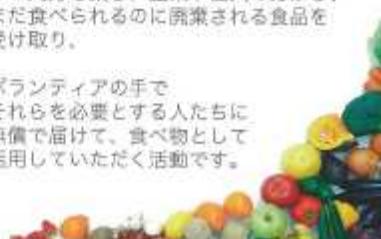



フードバンク関西

フードバンクは、

この両方を繋ぎ、企業や個人の方から、
まだ食べられるのに廃棄される食品を
受け取り、

ボランティアの手で
それらを必要とする人たちに
無償で届けて、食べ物として
活用していただく活動です。



フードバンク関西 団体紹介パンフレット

(活動状況)



フードバンク関西 

賛助会員募集!!

フードバンク関西は余った食べ物を預かって、支援が必要な団体に届ける活動をしています。

賛助会員として私たちの活動に参加しませんか？

①個人会員 年会費(寄付) 2千円以上
②団体会員 年会費(寄付) 一口1万円 (何口でもご寄付可能です)

・入金方法	郵便振替
・口座記号/番号	00940-4-221857
・加入者名	特定非営利活動法人フードバンク関西

当法人への寄付は(寄付額-2千円)×40%が税控除の対象となります。

認定特定非営利活動法人 フードバンク関西
〒659-0051 兵庫県芦屋市長川町1-15
TEL/FAX: 0787-34-8330 Email: foodbank05@yahoo.co.jp
URL: <http://www.foodbankkansai.org/> Facebook もやっています。  HP

賛助会員募集のパンフレット

この数字、知っていますか？

500万トン～800万トン

本来食べられるのに捨てられている食品がこれだけあります。これは年間の米の生産量に匹敵します。



6人に1人

これは日本で貧困に苦しんでいる子どもの数です。彼らを含む生活困窮者に対する支援が必要です。



フードバンク関西の活動

食品関連企業や個人の方々から「商品にはならないが、おいしく安全に食べられる食品」、「使い切れなかった食品」の提供を受け、支援を必要とする方々に無償で届ける活動をしています。福祉団体へのデリバリーは月延べ100回以上上り、6000人以上の方々に食べ物を届けています。

私たちの活動を続けるためには皆様からの継続的な寄付が必要です。



ご支援よろしくお願いたします

(7) 特定非営利活動法人フードバンク岡山

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	岡山県岡山市北区岡町14番9号岡町ビル202	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2012年11月／2012年4月	
	取扱品	加工食品(常温) 野菜・果物 菓子 清涼飲料	
	食品取扱量(2015年)	11トン	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	フードバンクを受取先団体のネットワークとして組織。提供先企業に直接、担当の受取先団体に取りに行く形式を採用することで、食費抜け入れに求められる管理等の負担を最小限にとどめている。
		②保管	受取先団体が直接引き取るため、倉庫機能を省略。団体間食品の融通を行うための拠点を数か所設置するに留めている。
		③団体への譲渡	提供企業を担当する受取先団体が受け入れ。加えて食品のアンマッチや突発的な食品提供等に対応するため、参加者同士の連絡網(LINE)を構築
	(2)リスクの管理	提供企業とは同意書を作成。独自のデータベースシステムで、食品の受け入れ・譲渡状況を把握している。 食品を引き取る団体には、取り扱いのマニュアルを整備。また、倉庫機能を持たないため、取扱品を常温品に限るといったルールを決めている。	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	フードバンク参加者同士のコミュニケーションツールを充実させている。 ホームページやニュースレターの活用を行っている。	
(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	地域の社会福祉協議会との連携を行っている。 本部機能をスリム化しているため、運営面での負荷が少ない点はメリットである反面、参加団体の数により食品の受け入れ量が制約される点に課題		

(活動状況)



フードバンク岡山本部

(活動状況)



(左) 団体紹介パンフレット(A4三つ折りサイズ。活動概要、連絡先等を記載)
 (右) ニュースレター(直近の活動内容や支援先団体の紹介等を掲載)

(8) 一般社団法人フードバンク協和

■ 活動の概要および、フードバンクの活用促進に向けた活動

活動の概要	所在地	長崎県佐世保市白岳町151	
	団体の設立年 ／フードバンク活動の開始年	2016年10月／2017年4月	
	取扱品	冷凍。冷蔵。チルド食品	
	食品取扱量(2015年)	—	
活用促進に向けた活動	(1)フードバンクでの食品の品質・衛生管理	①提供食品の受け入れ	母体である業務用食品卸売業のインフラ(倉庫)を集荷拠点として活用卸業務で発生する食品ロスや、取引先企業からお提供品を集める
		②保管	倉庫を活用した保管が可能
		③団体への譲渡	独自のマッチングサイトを構築し、IDが渡された団体がサイト上に掲示された食品を「発注」し、引き取りを行う
	(2)リスクの管理	提供企業、受取先団体とは合意書を作成 受取先団体は、マッチングサイトへのIDを付与する形で譲渡状況を把握 マッチングサイトに掲示する食品マスターの構築(商品写真、調理方法、アレルギー情報など)に力を入れている	
	(3)継続的な食品提供のためのコミュニケーション	母体企業の取引先企業への呼びかけを行っている。 将来的には業務用食品卸企業のネットワークを活用した、卸起点でのフードバンク事業モデルを目指している。	
(4)他のフードバンク団体や行政との連携／人材育成	行政とは、受取先団体の紹介などで連携		

(活動状況)



フードバンク協和本部
(母体である食品卸(協和商工)内)

(活動状況)



フードバンク専用商品の保管スペース
(倉庫内)



フードバンク専用商品の保管スペース
(常温保管スペース内)

(活動状況)

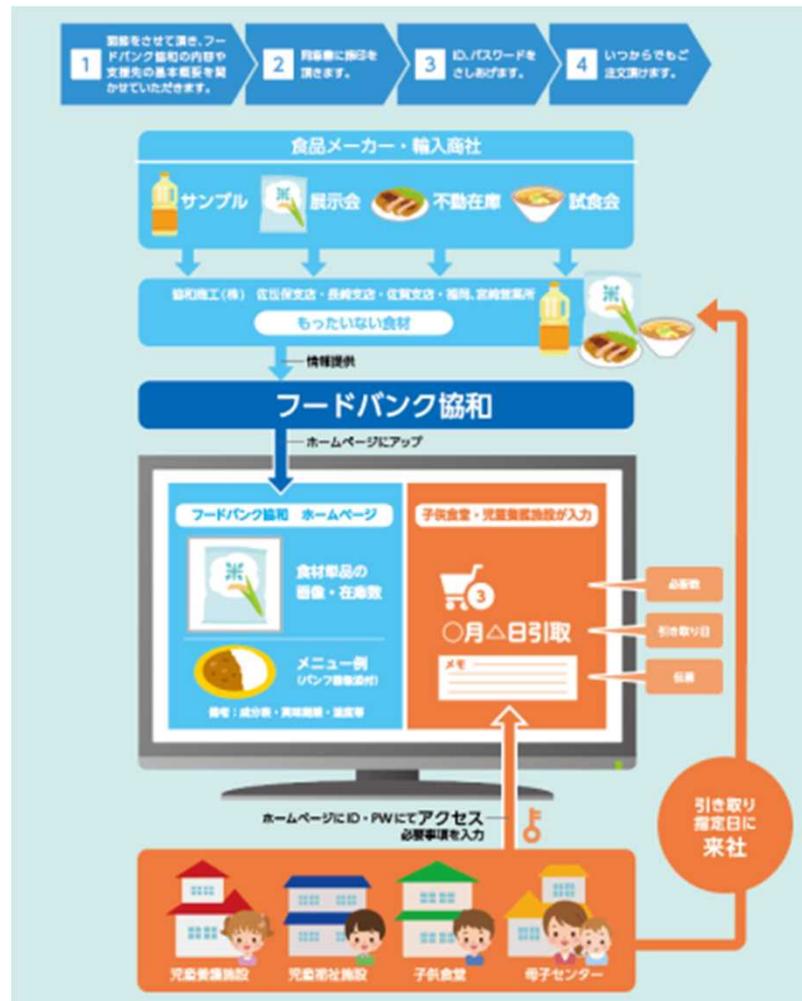


マッチングサイト

(写真左: 選択画面 写真右: 商品詳細画面)

(詳細画面では、食品の写真、調理方法、アレルギー情報等を掲載)

(活動状況)



マッチングサイトの仕組み ※フードバンク協和ホームページ
(食品の写真、調理、アレルギー等に関する詳細な情報を掲載)

(活動状況)

佐世保市内
「子ども食堂」の参加
(2017/07/07)



佐世保市内の農家さんより戴いたお米を提供。

保育園での
「みんな食堂」に参加
(2017/10/22)



カレー・焼きそば・デザート等の食材を寄贈。

長崎県児童養護施設の
栄養士/調理師の来訪を受ける
(2017/10/17)



フードバンク協和の説明会。
提供用食材を使用した
バイキング方式の試食を実施。